

**(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校
整備基本計画 (案)**

令和4年3月

土浦市教育委員会

目 次

1. はじめに	3
2. 前提条件の整理	4
2.1 上大津地区全体の適正配置の方針	4
2.2 統合小学校の整備スケジュール	4
2.3 想定される児童数と学級数の推計	5
3. 計画予定地周辺に関する状況の整理	6
3.1 敷地の現状	6
3.2 建築条件等	7
3.2.1 関連諸法令等	7
3.2.2 開発行為（特例協議）	8
3.2.3 市街化調整区域への建築	8
3.2.4 緑化	8
3.2.5 農地転用	9
3.2.6 造林届出書等	9
3.2.7 埋蔵文化財	9
3.2.8 景観法	10
4. 施設整備の考え方	11
4.1 計画コンセプトの整理	11
4.1.1 計画コンセプトの検討方法	11
4.1.2 国の主な上位計画・関連計画の整理	11
4.1.3 土浦市の主な関連計画の整理	16
4.1.4 統合対象校・関連校の特徴	29
4.1.5 小中一貫教育	34
4.1.6 計画予定地の特徴	36
4.1.7 計画コンセプト	37
4.2 施設整備にあたっての基本方針	38
4.2.1 基本方針に基づく施設計画方針	40
4.3 改修等の基本的な方針	44
4.3.1 グラウンドの共用化	44
4.3.2 土浦第五中学校のプールの共用化	44

5. 全体計画概要	45
5.1 施設規模の整理	45
5.2 諸室の機能検討	47
5.3 利用者参加型検討会	52
5.3.1 上大津地区小学校適正配置に関する住民説明会	52
5.3.2 事例 新治学園整備基本計画策定時の教職員ワークショップ	54
5.4 その他の検討事項	55
5.5 公民館について	56
5.6 配置計画案の作成	57
5.7 基本配置計画案等に対する意見の収集	61
5.7.1 (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会(第2回)(令和3年12月実施)	61
5.7.2 上大津公民館運営委員への(仮称)土浦市立上大津地区 統合小学校建設候補地説明会(令和3年12月実施)	62
5.7.3 今後の課題および設計方針	63
5.7.4 配置検討図の作成	64
6. 概算工事費の算出	66
6.1 概算工事費の算出	66
6.2 概略事業工程の検討	66

1. はじめに

全国的な少子化が進む中、本市においても児童生徒数が減少し、教育環境への影響が懸念されたことから、望ましい教育環境の維持・向上を図るため、平成23年2月に「土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針」が策定されました。

この基本方針に基づき、平成25年2月に「土浦市立小学校適正配置実施計画」（以下、「実施計画」という。）が策定され、適正規模を満たさない新治地区の藤沢小学校・斗利出小学校・山ノ荘小学校については新治中学校と統合し平成30年度に新たな小中一貫教育の義務教育学校として整備にいたりました。

一方、上大津地区については、平成25年2月の実施計画策定後、同3月に対象校2校（旧上大津西小学校及び菅谷小学校）の保護者及び地域住民を対象とした説明会を開催し、検討をかさねてきましたが、住宅地の造成や病院の開業などにより、一部地域で人口の増加が見込まれるなど、人口の変化を予測することが難しい状況となりました。これにより保護者や地域住民等との話し合いが一旦中断され、当該地区の人口や児童生徒数の推移などを注視することとなりました。

その後、上大津地区の人口動向などがある程度見通せる状況になりましたが、一方で児童数減少を起因とする適正規模に満たない小規模校があるなどの課題に対して、子どもたちの適正な教育環境を確保し、上大津地区全体の教育環境をよりよい方向に進めていくため、土浦市教育委員会では、平成29年6月より保護者や地域住民等との話し合いを小学校区ごとに再開しました。また、これらの課題解決に向けて、より具体的に協議、検討するために、平成29年11月に、学識経験者や上大津地区の地域住民、保護者、学校の代表者で構成する「土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置しました。

検討委員会において、旧上大津西小学校の複式学級の解消については、至急対応すべきとの判断から、平成31年2月に「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画～上大津地区小学校適正配置実施計画＜中間提言＞に基づくもの～」を策定し、令和2年4月に旧上大津西小学校を菅谷小学校に暫定的に統合しました。

令和2年度には上大津地区全体の小学校の適正配置について慎重な協議、検討が行われ、実施計画の所期の目的である適切な教育環境の改善や将来を担う子どもたちの学校生活の充実を図るために令和2年11月には「上大津地区小学校適正配置実施計画」を策定しました。

本計画は、「上大津地区小学校適正配置実施計画」に基づき、また近年の教育環境の動向を考慮した上大津地区の新たな学校づくりを実施するため、敷地条件の整理、校舎等の配置、教室等の配置を含め、限られた面積や財源のなかで最適な整備内容の整理検討を行い、策定いたしました。

2. 前提条件の整理

2.1 上大津地区全体の適正配置の方針

上大津地区では小学校の児童数減少による課題解消のため、令和2年4月に先行して旧上大津西小学校を菅谷小学校に暫定統合しました。また、令和2年11月に策定した「土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画」に基づき、今後も適正な教育環境維持が可能な神立小学校を除き、上大津東小学校と菅谷小学校の適正配置に向け、令和9年度の開校を目指し（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校（以下、「統合小学校」という。）を整備することになりました。

（1）統合対象校

上大津東小学校及び菅谷小学校

（2）方策

●統合先

- ・土浦第五中学校付近とする。

●理由

- ・各小学校学区から見て中心に位置している。
- ・土浦第五中学校に近ければ近い程、効果的な小中一貫教育が可能になる。

●留意事項

- ・児童の通学時における安全確保には充分留意する。

（3）目標とする実施時期

- ・令和9年4月までの開校を目標とする。

※統合小学校は施設分離型の小中一貫校とし、義務教育学校とはしません。

2.2 統合小学校の整備スケジュール

統合小学校の整備スケジュールを以下に示します。

表 2-1 統合小学校の整備スケジュール

時 期	内 容
令和3年6月	地権者への意向調査実施
令和3年11月	建設候補地選定
令和3年11月	（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会設置
令和4年4月～	用地買収、基本・実施設計業務委託発注（プロポーザル方式）
令和5年度	地質調査、敷地造成
令和6年度	設計業務完了
令和7年度	新校舎整備工事等発注
令和8年度	新校舎完成予定
令和9年度	開校

2.3 想定される児童数と学級数の推計

学級編制の基準として、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「標準法」という。）が一部改正され、平成24年4月から学級編制の権限が市町村に移譲されました。本市では現在以下のとおり、茨城県教育委員会が示す基準「茨城方式」を採用し学級編制を行っていますが、令和9年度の開校時点では、茨城方式も標準法と同じになる予定であることから、標準法が示す基準を採用します。

統合小学校において想定される児童数と学級数の推計を以下に示します。

表 2-2 学級編制の基準（令和4年3月31日現在）

区 分			1学級の児童又は生徒の数		
			標準法に基づく 学級数(国の基準)	茨城方式 (土浦市の基準)	
通常 学級	単式 学級	小学校及び義務 教育学校前期課程	1学年	35人	35人
			2学年	35人	35人
			3学年～6学年	35人	40人 (ただし、36人以上の 学級が3学級以上で 1学級増とする。)
		中学校及び義務 教育学校後期課程	1学年(7学年)	40人	
			2学年(8学年)	40人	
			3学年(9学年)	40人	
	複式 学級	小学校及び義務 教育学校前期課程	1学年を含む	8人	8人
			1学年を含まない	16人	16人
		中学校及び義務教育学校後期課程	8人	8人	
特別支援学級			8人	8人	

表 2-3 統合小学校において想定される児童数と学級数の推計

年度	学校	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R15 年度	R20 年度
児童数 (人)	上大津東小学校	387 (19)	409 (19)	411 (21)	398 (12)	387 (16)	498 (20)	468 (19)	434 (17)
	菅谷小学校	131 (12)	130 (12)	127 (12)	129 (12)	125 (12)			
	合計	518 (31)	539 (31)	538 (33)	527 (24)	512 (28)			
学級数 (学級)	上大津東小学校	15 (3)	15 (3)	16 (4)	14 (2)	17 (3)	21 (3)	21 (3)	15 (3)
	菅谷小学校	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)			

※令和9年度以降は統合小学校の児童数・学級数を示します。

※ () 内は特別支援学級の内数を示します。

※設計に際しては適時数値を確認しながら検討を行います。

3. 計画予定地周辺に関する状況の整理

3.1 敷地の現状

本事業における計画予定地は以下のとおりです。計画予定地は土浦第五中学校に隣接し、敷地面積は約 24,550 m²です。なお計画予定地には現在、上大津公民館が含まれています。隣接する土浦第五中学校敷地については基準面積を超過しているため土浦第五中学校と協議の上、一部敷地を編入する計画とします。

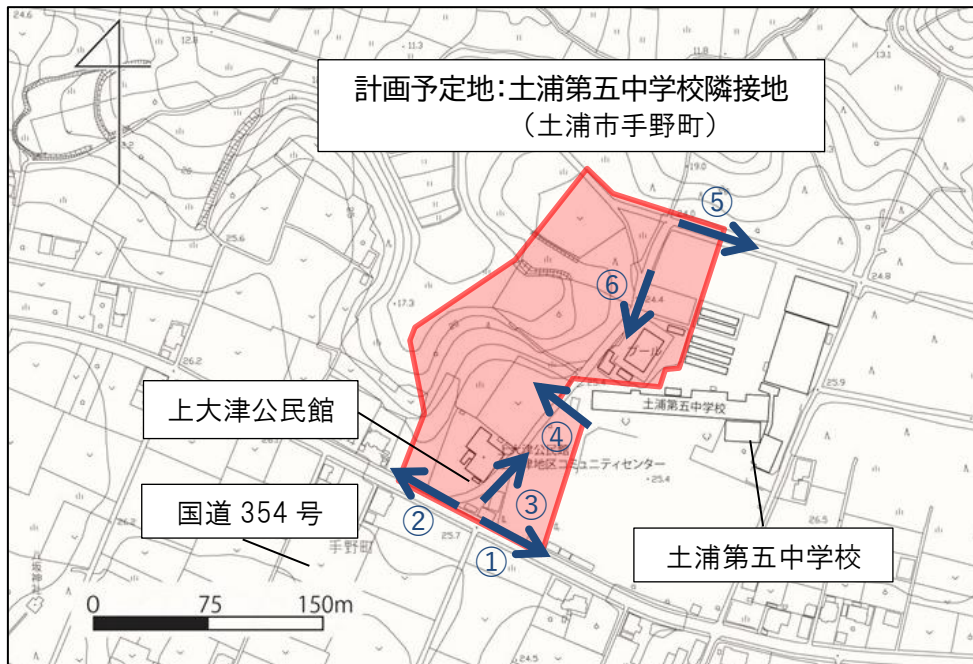


図 3-1 敷地全体図



①前面道路（東方向）



②前面道路（西方向）



③東側道路（南側より）



④計画予定地内の既存の森



⑤土浦第五中学校北側道路



⑥東側道路（北側より）

表 3-1 法規制

項目	内容
都市計画区域	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
道路斜線	適用距離 20m、勾配 1.5
隣地斜線	立上がり 20m、勾配 1.25
防火地域	なし
日影規制	なし
接道条件	南側 市道Ⅱ-19号線（幅員 8.8m～12.4m） 東側 市道手野 46号線（幅員 3.8～6.5m） 市道手野 49号線（幅員 2.4m） 北側 市道手野 192号線（幅員 4.7m～6.2m） 市道手野 47号線（幅員 2.4m）

表 3-2 インフラ整備状況

項目	内容
給水	南側道路にφ350敷設
汚水排水	南側道路及び南東側道路にφ200敷設
都市ガス	なし
電力	南側道路より供給可能
通信	南側道路より供給可能

3.2 建築条件等

計画予定地における法的条件について以下に整理します。各関係法令については、設計時に関係部署と再度協議を行うこととします。

3.2.1 関連諸法令等

- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・農地法
- ・森林法
- ・埋蔵文化財保護法
- ・景観条例
- ・その他法令・条例等

3.2.2 開発行為（特例協議）

隣接する土浦第五中学校との間の道路を付け替える場合は、土浦第五中学校敷地を含む範囲（約 4.9ha）が開発区域となります。

関係法令等	問題点の有無・関連内容の要約
都市計画法、 同施行令、 同施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路 9m以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9m以上の道路に接続
開発行為の技術基準 （茨城県）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路 既存道路：主要な道路が接続する既存道路は車道幅員5.5m以上 開発区域内の道路：区画道路6m以上（開発区域5ha未満） ■ 擁壁等 土質が砂利・真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他にこれらに類するものの場合、擁壁を要しない勾配の上限は35度
土浦市道路整備 技術基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路幅員 開発区域の規模が1ha～5haの場合、7m以上 ■ すみ切り 幅員6m～9mの道路と6m～9mの道路の交差角度が90度の場合、3m ■ 道路の縦断勾配と舗装種別 道路の縦断勾配は9%以下とし、アスファルトコンクリート以上の舗装

※上記のほか、土浦市開発行為に関する指導要綱、茨城県の宅地開発資料集を参照の上、基本設計段階において事前協議を行うものとします。

3.2.3 市街化調整区域への建築

関係法令等	問題点の有無・関連内容の要約
都市計画法	主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に該当する場合、市街化調整区域に係る開発行為が可能（開発許可が必要）

3.2.4 緑化

関係法令等	問題点の有無・関連内容の要約
茨城県地球環境保全 行動条例、 茨城県公共施設 緑化基準	<p>目標とする緑地面積比率等：学校、新設の場合は 25%以上（努力義務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、道路と接する部分に緑地を設けるとともに、大径木の育成につながるように樹木を適正に配置 ・地域の気候風土に適した樹木等を植栽するなど、周辺と調和のとれた緑化を行う ・可能な限り当該施設の存する地域周辺の野生生物が生息しやすい環境となるように、その生態特性に応じて、野生植物の周辺環境及び水系の保全並びに野生動物の営巣、繁殖及び採餌等の行動径路などに配慮

※努力義務であることに加え、学校用途は報告不要。

3.2.5 農地転用

関係法令等	問題点の有無・関連内容の要約
農地法	敷地内に「畑」の地目があるが、「農用地区域」ではなく、「第二種農地」(鉄道の駅が500m以内にあるなど市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地)であるため、農地転用に伴い、農業委員会への許可申請(建築確認と同時)及び市長の許可が必要

※農地面積が1.5ha程度の場合、1.5ヶ月程度の申請期間が必要である。基本設計において継続して事前協議を行うものとする。

3.2.6 造林届出書等

関係法令等	問題点の有無・関連内容の要約
森林法	<p>■伐採及び伐採後の造林届出書</p> <p>敷地内に地域森林計画対象民有林:5条森林が存在するため、立木を伐採する場合、事前(伐採を始める90日前から30日前まで)に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行う義務がある</p> <p>また、伐採後の造林が完了したときは、事後(造林を完了した日から30日以内)に伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告(提出先:市長)を行う義務がある</p> <p>■森林の土地の所有者届出書</p> <p>森林の所有者が変更になったとき、所有者の変更があった日から90日以内に届出書の提出が必要</p>

※当該敷地にある森林は、1ha未満であるため、上記の「届出」となります。

3.2.7 埋蔵文化財

項目	問題点の有無・関連内容の要約
埋蔵文化財包蔵地	「ゴリン山遺跡(遺跡ID308)」「富士塚遺跡(遺跡ID307)」に該当するため、令和4年度に試掘を実施予定。本事業の着工までに本調査を終了させる予定。

3.2.8 景観法

項 目	問題点の有無・関連内容の要約
景観法に基づく届け出の事前相談	各種公共施設(全ての建築物)を整備する際には、景観法に基づく届出の前に、建築物等の形態や色彩などの計画について、事前に都市計画課に相談が必要。
景観法に基づく届け出対象行為	<p>①建築行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが15m以上、もしくは延べ面積が1,000㎡以上の建築物 ・市街化調整区域内の住宅等を除いた建築物 ・高さが8mを超える機械式駐車場で築造面積が300㎡を超えるもの <p>②工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが15m(擁壁にあつては5m)を超えるもの <p>③開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の面積が3,000㎡を超えるもの <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの 1) 変更に係る土地の面積が15,000㎡以上のもの 2) 変更に伴い生じるのり面、擁壁の高さが2mを超え、かつ、長さが10m以上のもので、変更に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの

4. 施設整備の考え方

4.1 計画コンセプトの整理

4.1.1 計画コンセプトの検討方法

計画のコンセプトを以下の考え方に基づいて設定します。

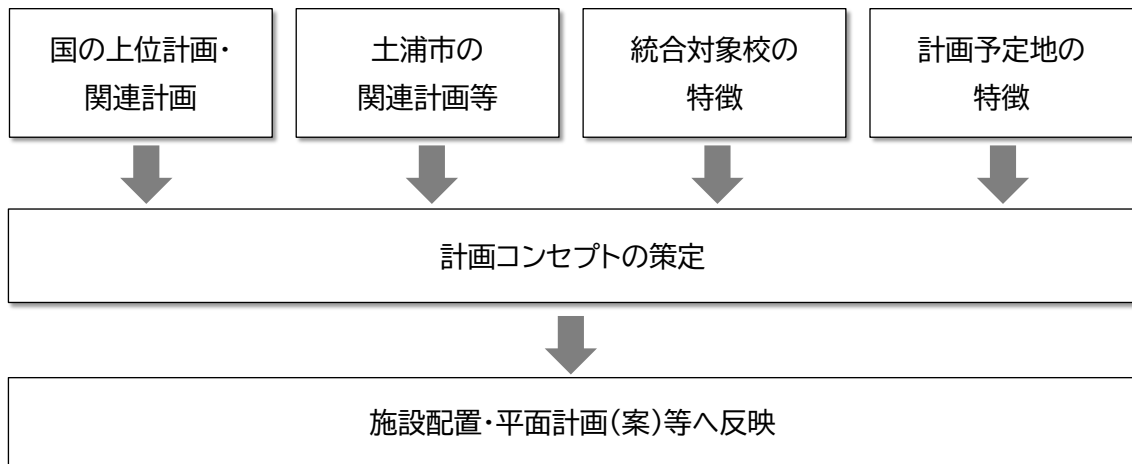


図 4-1 計画コンセプトの検討フロー図

4.1.2 国の主な上位計画・関連計画の整理

計画策定に当たり、上位計画及び関連計画の整理を行いました。本計画との関係は以下に示すとおりです。

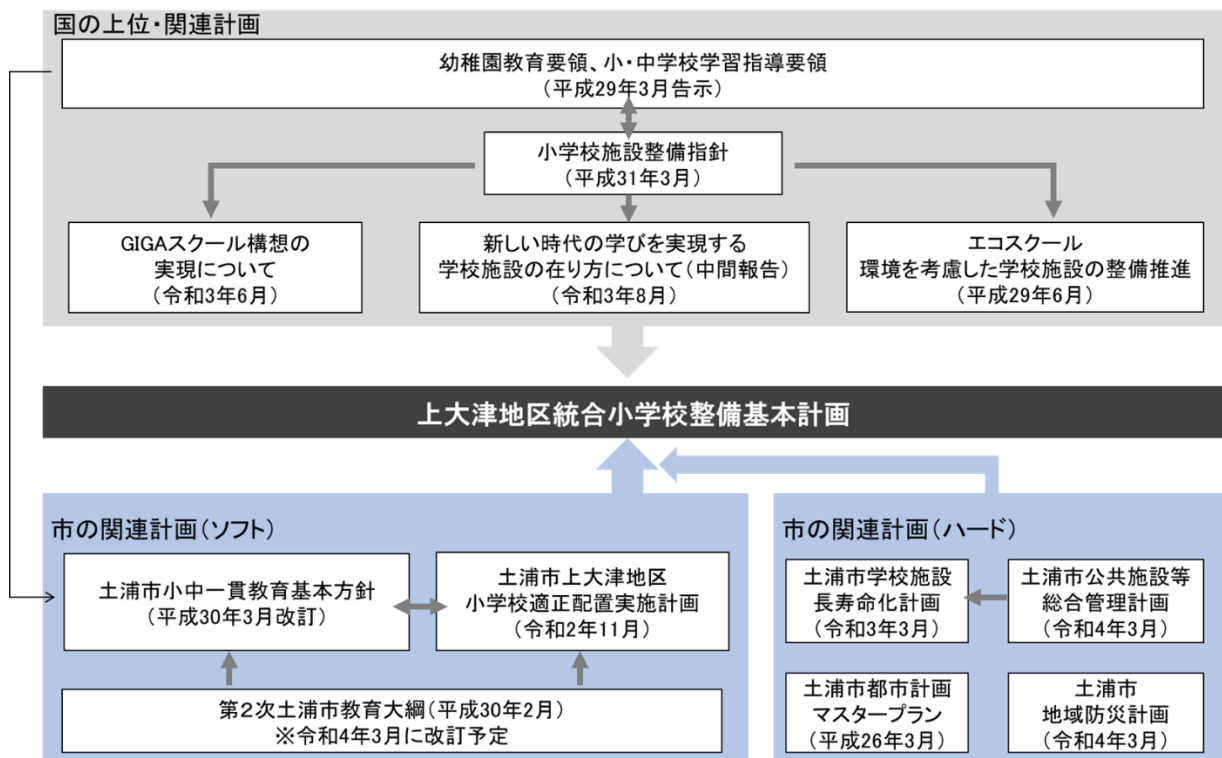


図 4-2 本計画と上位・関連計画との関係

(1) 学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）

■ 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント より抜粋

(1) 今回の改定の基本的な考え方

- ・教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- ・知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- ・先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

- ・知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(4) 教育内容の主な改善事項

◆体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)。

(2) 小学校施設整備指針（平成 31 年 3 月告示）

■ 学校施設整備の基本的方針 より抜粋

1. 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
2. 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
3. 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

◆義務教育学校等における施設

- ・義務教育学校等(義務教育学校、併設型小学校・中学校、連携型小学校・中学校)においては、地域の実情や学校施設の実態等を踏まえ、9年間一貫性のある教育活動を含めた学校運営ができる施設環境を確保すると同時に、地域ぐるみで子供たちの学びを支える場としての施設環境を確保することが重要である。

(3) GIGA スクール構想の実現について（令和3年6月）

■ GIGA スクール構想が目指す学びのDX より抜粋

◆GIGA スクール構想の実現とは

- ・ Society5.0 時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

【目指すべき次世代の学校・教育現場】

- ・ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う～遠隔・オンライン教育の実施～
- ・ 個別に最適で効果的な学びや支援～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ・ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ・ 校務の効率化～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ・ 学びの知見の共有や生成～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

◆端末を「文房具」としてフルに活用した学校教育活動の展開

- ・ 学習の基盤となる情報活用能力の育成
- ・ 動画や音声も活用し、児童生徒の興味を喚起、理解促進
- ・ 情報の収集・分析、まとめ・表現などによる探究的な学習の効果的な推進
- ・ 障害のある児童生徒の障害の特性に応じたきめ細かな指導・支援の充実など多様なニーズへの対応
- ・ 板書や採点・集計の効率化等を通じた学校の働き方改革
発達段階に応じて遠隔・オンライン教育も積極的に活用
- ・ 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現

(4) エコスクールー環境を考慮した学校施設の整備推進ー（パンフレット）（平成29年6月）

■ エコスクールとは より抜粋

エコスクールとは、環境を考慮した学校施設のことです。エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し児童生徒の環境教育に資するものであり、地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たします。エコスクールの整備に際しては、次の3つの点に留意することが必要です。

◆施設面・・・やさしく造る

- ・ 学習空間、生活空間として健康で快適である。
- ・ 周辺環境と調和している。
- ・ 環境への負荷を低減させる設計・建設とする。

◆運営面・・・賢く・永く使う

- ・ 耐久性やフレキシビリティに配慮する。
- ・ 自然エネルギーを有効活用する。
- ・ 無駄なく、効率よく使う。

◆教育面・・・学習に資する

- ・ 環境教育にも活用する。

(5) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 中間報告 (令和3年8月)

■ 第1章 新しい時代の学びの姿 より抜粋

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」

◆ (子供の学びや教職員を支える環境)

- ・ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ・ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ・ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

◆ (学校における働き方改革の推進)

- ・ 教師が教師でなければできない業務に全力投球でき、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができる環境をつくるために、学校における働き方改革について、あらゆる手立てを尽くして取組を進めていく必要がある。また、教師が子供たちに対して真に必要な教育活動を効果的に行うことができるよう、学校内の通信ネットワーク環境の整備や統合型校務支援システムの導入などにより、指導・支援を充実し校務の効率化等を進めていくことが求められている。
- ・ 文部科学省では「学校における働き方改革推進本部」を設置し、工程表に基づき、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化、教職員定数の改善充実など、学校における働き方改革の推進に取り組んでいる。

■ 第2章 新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題 より抜粋

(2) 学校施設の機能面等における現状と課題

◆ (教室面積及び多目的スペースの整備状況)

- ・ 多様な学習内容・学習形態に対応可能な多目的スペースを有する公立小中学校は、令和元年度で全体の約3割の状況である。多様な学習形態に対応した柔軟な運営ができる、使い方の自由度が高まるなどの効果がある一方、計画・設計において十分に検討されなければ問題となる特性として、音環境への配慮や温熱環境の確保などが挙げられる。

◆ (インクルーシブ教育システムの構築、バリアフリー化の状況)

- ・ 物理的・心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくとともに、ユニバーサルデザインの考え方を目指していくことが求められている。このため、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備(基礎的環境整備)として、施設のバリアフリー化等を進めていくことが必要である。
- ・ また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあるとともに、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒も増加傾向にある状況などを踏まえた検討が必要である。

■ 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方 より抜粋

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

キーコンセプト

“Schools for the Future”「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

◆【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する
- ② 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する
- ③ 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

・地域コミュニティの拠点、地域住民の生涯学習の場として、学校と地域や社会が連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案したり、交流したりするための「共創空間」を生み出していく必要がある。

また、将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割や、地域活性化等の観点から、他の公共施設との複合化や、施設・設備の共用化・集約化等を推進する必要がある。

◆【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

- ① 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する
- ② 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する

4.1.3 土浦市の主な関連計画の整理

(1) 土浦市都市計画マスタープラン（平成 26 年 3 月）

■ II. 全体構想 2 土浦らしい都市づくりの方針 より抜粋

2-3 市民の安らかな暮らしの確保と、快適な暮らしを支える地域力の向上
個別方針 (2) 暮らしの中での安心の確保

②生活環境

◆学校教育・生涯学習施設

- ・教育環境の向上と安全性を確保するため、新築、増築、改築、大規模改造など学校施設の計画的な整備・充実を図ります。
- ・学校教育施設は、高齢者や身体障害者(児)などの利用にも配慮したバリアフリー化を推進します。

(2) 土浦市地域防災計画（令和 4 年 3 月修正）

現況では市内小・中学校・義務教育学校 23 箇所が指定避難所に指定されており、統合小学校も指定される予定です。

※現在改訂中のため、改訂後に差し替え予定です。

■ 第 2 章災害予防計画 より抜粋

◆第 2 節 災害に強いまちづくり

第 1 防災まちづくりの推進

4. 避難施設の整備

(2)避難場所(指定緊急避難場所)

延焼火災、がけ崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

【避難場所の設置基準】

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難者等に開放され、かつ居住者等の受入れの用に供する部分についてその避難経路上に障害が生じない建物や場所とする。
- ② 浸水や土砂災害等が発生した場合にその危険が及ぶおそれがないと認められる「安全区域」内に立地している建物や場所とする。
- ③ 各種災害により生ずる、水圧、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設等に作用する力によって構造耐力上支障のある事態を生じない構造でなければならない。
- ④ 洪水に関する施設については、想定水位以上の高さに避難者等受入用部分があり、かつ当該部分まで避難上有効な経路があること。

(3) 土浦市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）

将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、長期的な視点を持って、長寿命化、複合・集約化、更新などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な維持管理や適正な配置の実現を目的としています。

※現在改訂中のため、改訂後に差し替えとします。

■ 第3章 公共施設等管理計画 より抜粋

◆ 第1節 基本方針

1 公共施設管理の方針

【目標1】適切な改修・更新等の推進

今後も維持管理・活用していく施設については、定期的な点検・診断の実施、耐震化や安全確保などを徹底するとともに、目標使用年数や事業周期の設定などにより、計画的で適切な改修・更新等を推進します。

【目標2】施設配置・運営適正化の推進

老朽化した類似機能施設や近隣施設の複合・集約化や施設の役割や規模に応じた更新により、適切な施設配置を進めるとともに、民間にできることは民間に委ねることを基本とした、現在の運営形態の見直しにより、民間のノウハウを活用した運営の適正化を推進します。

【目標3】施設量適正化の推進

人口規模や今後の改修・更新費を踏まえた保有量を設定し、予防保全型維持管理を基本とした長寿命化によるコスト低減と平準化を図り、施設保有が持続可能となるよう、施設保有量の適正化を推進します。

■ 第4章 公共施設適正配置の方針 より抜粋

◆ 第2節 施設配置・運営の取組み

1 コミュニティ・文化施設

(2) 図書館・生涯学習施設

②施設配置・運営の方針

・公民館は、築後40年以上を経過し、これまでの改修が必ずしも適切な時期に行われてこなかったことなどを背景に老朽化が進んでいる施設の安全性を確保しつつ、人口動向や利用状況を考慮し、複合化・集約化を検討します。

4 子育て支援施設

(2) 児童館・児童クラブ等

②施設配置・運営の方針

・老朽化が著しく、隣接する山ノ荘小学校の廃校に伴い配置について懸念される新治児童館は、施設の移転・廃止及び代替事業等について検討します。

・児童クラブは、校庭に設置されている施設を校舎へ移転する等の検討を進め、小学校が再編された場合には、廃校に伴い機能廃止とします。

(5) 学校教育施設

②施設配置・運営の方針

・「土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針(H23.2)」に基づき、隣接する学校との「統合」、「学校の再編成または新設」、「通学区域の見直し」などにより、望ましい学校の適正規模を確保しつつ、適正配置を図ります。

(4) 土浦市学校施設長寿命化計画（令和3年3月）

■ 学校施設の目指すべき姿

1. 安全・防災の機能の確保
2. 快適な学習環境の整備
3. 地域拠点としての複合化・効率化

■ 学校施設長寿命化計画の基本方針

安全・防災機能の確保

長寿命化の推進
安全性に配慮した整備
地域の避難所利用に向けた整備

快適な学習環境の整備

I C T活用の推進
生活環境の質の向上
環境に配慮した学校施設の整備

地域拠点としての複合化、効率化

地域とともに考える学校施設の統廃合
効率的・有効的に活用可能なプールの整備
学校施設の多機能化への対応

(5) 土浦市の教育行政方針について

土浦市の学校の運営方針に関する事項を以下に抜粋します。

※現在改訂中のため、改訂後に差し替えとします。

■ 令和3年度土浦市教育行政方針 より抜粋

はじめに

この教育行政方針は、第8次土浦市総合計画の教育に関する施策の大綱及び部門別計画、並びに総合計画に基づいて策定しました第2次土浦市教育大綱における基本理念や、基本目標等の実現に向け実施する教育委員会各部署の重点施策を示したものです。

○教育行政方針の構成



■ 基本理念

心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり

■ 基本目標

本市では、「心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり」を理念として教育文化行政を進めています。誰もが心身ともに健やかな生活を送るため、地域社会とのつながりの中で学び、スポーツや文化活動に参加できる、明るさにあふれた、心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくりを推進します。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策として、学校においては本市策定の「学校における感染症対策ガイドライン」に基づき、3密(密閉・密集・密接)を避けるよう配慮することや、換気、消毒、マスク着用、咳エチケットや手洗い等の感染症対策や児童生徒の健康管理等を実施し、感染拡大防止を徹底いたします。

また、教育委員会が主催する各種イベントについては、新型コロナウイルスの感染状況を基に開催について検討するとともに、開催をする際には、感染症対策を徹底いたします。

基本方針1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実

学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの「生きる力」と「確かな学力」を育み、次代を担う人材の育成を図ります。主体的な学習態度の醸成や、課題解決能力の獲得、体力づくりの推進を図るとともに、学校施設や学校給食の整備・充実に努めます。

また、就学前教育のさらなる充実を図るとともに、義務教育9年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育を展開する小中一貫教育を推進します。

加えて、すべての子どもたちが等しく学ぶ機会の確保に努め、情報教育環境の変化に対応したICTの活用を推進します。

(1) 幼児期の教育の推進

就学前教育の重要性に鑑み、子どもたちのよりよい教育環境の充実を目指すため、市立幼稚園の再編計画を推進するとともに、幼稚園・保育所と小学校との連携や地域との相互交流を図り、集団生活に必要な基本的な生活習慣や態度及び社会性を養う教育を推進します。また、保護者への啓発や学ぶ機会の提供など家庭教育に関する支援を推進し、家庭における教育力の向上を図ります。

主な事業	目的・内容
ア 市立幼稚園再編計画の推進	本市の幼稚園教育全体の充実を目指すため、平成28年5月に策定した「市立幼稚園再編計画」に基づき、市立幼稚園の適正配置を推進する。
イ 幼稚園計画訪問・相互参観、幼児教育と小学校教育の接続のための研修会の開催	園経営全般にわたる状況を把握し、教育課程や保育指導、その他園の抱える課題等の解決に役立つよう指導助言する。また、教育課程編成等に関する研修会を開催し、幼児教育施設と小学校との連携・接続を推進する。
ウ 市立幼稚園預かり保育事業	子育て支援の充実を図るため、預かり保育（幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間に行う教育活動）を行う。
エ 土浦市幼稚園連絡協議会の開催	土浦市内幼稚園の抱える様々な課題等についての認識を共有するとともに、課題解決を図る。
オ 就学前教育推進事業（保幼小連携協議会等の開催）	接続性・一貫性の教育を行うために、関係各課及び公立・私立の別なく市内の幼児教育施設と小学校と連携しながら就学前教育を推進する。
カ 乳幼児期親力アップ講座の開催	保護者への啓発や学ぶ機会の提供など、家庭教育に関する支援を推進し、家庭における教育力の向上を図る。

(2) 特色ある学校づくり

学校長のリーダーシップと教職員の資質の向上を図り、特色ある学校づくりを促進します。

また、適切な学校評価を実施し、その結果を踏まえて、学校、家庭、地域社会が相互に連携し合う「社会に開かれた教育課程」を推進し、学校運営の改善に努めます。

小中一貫教育を推進し、学校が主体性や創意工夫に努め、児童生徒の発達段階を考慮しながら、郷土愛を育むとともに、心豊かに個性を発揮できるたくましい子どもの育成に努めます。

主な事業	目的・内容
<p>ア 土浦市小中一貫教育基本方針に基づく小中一貫教育の推進</p> <p>(ア) グローカルな視点による9年間を見通した系統的で継続的な教科指導の充実（土浦 Next Plan2019 の活用）</p> <p>※グローバル：グローバル（地球規模）とローカル（地域・地方）を合わせた造語。グローバルな視点をもってローカルの課題を考えること。併せて、地域について学んだことや考えたことを世界に向けて発信すること。</p> <p>(イ) キャリア教育（みらいスタディ）の充実</p> <p>(ウ) 教員や児童生徒の交流（Web 会議システムの活用推進）</p> <p>(エ) 地域の実態に応じた小中一貫教育の推進</p>	<p>9年間の学びを連続させる中で、学校が主体性や創造工夫に努め、児童生徒の発達段階を考慮しながら、心豊かに個性を発揮できるたくましい子どもの育成に努める。</p>
<p>イ 郷土への理解を深める教育の推進</p> <p>(ア) 社会科副読本「わたしたちの土浦市」の活用</p> <p>(イ) 道徳教育の推進（伝統文化の尊重と郷土愛）</p> <p>(ウ) 市立博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場を活用した土浦の歴史学習</p> <p>(エ) 子ども郷土研究(市)、いばらきっ子郷土検定(県)の活用</p>	<p>土浦の歴史や伝統と文化を学び、それらを育んできた郷土への理解を深めるとともに、個性豊かな文化の創造を図る人間の育成に努める。各教科、道徳、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通して、郷土への理解を深める。</p>
<p>ウ 防災教育の推進</p> <p>(ア) 地域との連携を踏まえた防災訓練、防災講演会等の実施、学校・家</p>	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、教員や児童生徒等の防災に対する意識の向上を</p>

<p>庭・地域が連携した避難訓練の実施や 学校防災連絡会議の活性化</p> <p>(イ) 危機管理マニュアルの改善と活用 (学校)</p> <p>(ウ) 震災対応の避難方法の理解, 訓練 の実施・改善 (学校内外)</p> <p>(エ) 緊急連絡方法の確認と連絡体制の 整備, 引き渡し訓練 (学校, 保護者)</p> <p>(オ) 災害支援活動の推進 (教職員, 保 護者, 地域)</p>	<p>図り, 安全を確保することができるよう にするため, 防災教育に努める。</p> <p>地域と学校が連携し, 避難訓練等を行う ことにより, 地域住民との連携を深め, 災害時における学校の防災力の強化に努 める。</p>
<p>エ 学校評議員による学校評価の実施</p>	<p>学校が, 保護者や地域住民等の信頼に応 え, 家庭や地域が連携協力して一体とな って子どもたちの健やかな成長を図って いく観点から, より一層地域に開かれた 学校づくりを推進する。</p>
<p>オ 学校支援ボランティア事業 (学校にお ける日本語ボランティア活動の推進)</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒に対し, 地 域のボランティアによる支援を行い, 帰 国及び外国人児童生徒の円滑な受け入れ 体制の充実及び学習支援を行う。</p>
<p>カ 学校・家庭・地域との連携</p> <p>(ア) P T A活動 (授業参観, 懇談会, 各種委員会, 講演会等)</p> <p>(イ) 土浦市生徒指導推進協議会</p>	<p>家庭や地域に対して, 幼稚園, 小・中・ 義務教育学校の教育活動に関する情報を 提供するとともに, 保護者や地域住民の 声や力を学校教育に生かすなど, 学校・ 家庭・地域が連携しながら, 幼児児童生 徒の健全育成に努める。</p> <p>小中高が連携を深めながら生徒指導の充 実を図り, 児童生徒の健全育成を行う。</p>
<p>キ 「コミュニティ・スクール」導入の推 進 (研究推進校指定)</p>	<p>学校と保護者や地域の方々がともに知恵 を出し合い, より良い学校運営となるよ う「地域とともにある学校づくり」を進 める。</p>

(3) 教育内容の充実

知識・技能の習得, 思考力・判断力・表現力等の育成, 学びに向かう力・人間性等の
かん養に向け, 基礎基本の確実な定着を図る「分かる授業づくり」の実践, 個に応じた
指導の充実を図るとともに, 「主体的・対話的で深い学び」を通して能動的に学び続け
るための環境を整備します。

外国語教育・プログラミング教育・理数教育や言語活動の充実を図り，グローバル社会で活躍する人材の育成に努めます。

主な事業	目的・内容
ア ICT（大型提示装置，デジタル教科書，GIGA スクール1人1台端末等）を効果的に活用した授業の展開，情報活用能力の育成，プログラミング教育	児童生徒の情報活用能力及びプログラミング的思考の育成を図るために，ICT教育及びプログラミング教育の充実を図る。
イ 学力向上対策事業（土浦市標準学力調査，学びの広場） （ア）土浦市標準学力調査（2年生～9年生） （イ）学びの広場（4年生～8年生を対象とした算数・数学の補充・発展学習）	学習教材を用いて学習する場を設定し，一人ひとりにきめ細やかな指導を行い，児童生徒の学力向上を図る。 【目標値】学力診断のためのテストの算数・数学の正答率：県平均正答率との差前年度比+1.0%
ウ 理科支援員配置事業	小学校・義務教育学校前期課程の理科教育の活性化及び一層の充実と教員の理科指導力の向上を図る。
エ 学校活性化TT特別配置事業	小学校・義務教育学校前期課程に非常勤講師を配置し，教育活動の活性化を図る。
オ 読書活動の推進，学校図書館・市立図書館等の活用 （県知事賞：3年間小学生300冊以上，中学生150冊以上） （県教育長賞：年間小学生50冊以上，中学生30冊以上）	読書活動の推進を通して，国語力の向上と心の教育の充実を図る。 【目標値】 ○土浦市全校読書賞：年間10冊以上全児童生徒100% ○県教育長賞：4～6年生 65% 7～9年生 16%
カ 外国語指導助手派遣業務	ALT（外国語指導助手）を配置することにより，生きた外国語や異文化に触れる機会を提供し，外国語によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成を図る。
キ 訪問指導（計画訪問，要請訪問，フレッシュ訪問等各種指導訪問）	学校経営全般にわたる状況を把握し，教育課程，学習指導及び生徒指導，その他学校が抱える課題等の解決に向け，指導助言をするとともに，研究協議を行い，

	各学校の教育活動の充実と教育水準の向上に資する。
ク 研究推進校の推進	本市における学校教育の課題を究明し、本市教育の向上・発展に寄与するとともに、特色ある園・学校づくりを推進する。 令和3年度の研究推進校として、土浦第二中学校地区小中一貫校及び新治学園義務教育学校を指定し、事業の推進を図る。
ケ 教職員対象の各種研修講座，教育論文募集	幼児児童生徒のニーズに応え、より良い教育活動が実践されるよう、教職員の資質の向上を図り、授業や生徒指導における指導力の向上に努める。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

人間としてのあり方や生き方についての考えを深める体験的な活動を取り入れ、相手を思いやる心やたくましく生きる心を育てるとともに、学校教育全体を通じた道徳教育の充実を図り、人権尊重の意識を高め、心の教育を推進します。

これらの活動を家庭や地域に積極的に公表し、いじめや不登校を含めた生徒指導上の課題について社会全体で見守る体制の推進を図ります。

主な事業	目的・内容
ア 道徳教育を核とした心の教育（「考え、議論する道徳」への転換）	道徳科の時間を要とした学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の充実を図る。 【目標値】 道徳教育アドバイザー訪問全クラス実施
イ いじめ防止対策の強化（未然防止・早期発見・早期対応のための取組，土浦市いじめ防止基本方針・学校いじめ防止基本方針の運用，土浦市いじめ問題対策連絡協議会）	いじめ防止対策推進法に基づき，児童生徒の心身の健全な育成を図るとともに，その生命または身体をいじめから守り，さらには児童生徒の尊厳を保持することを目的とし，いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
ウ 9年間を見通した系統的で計画的な生活指導・生徒指導の検討	小中一貫教育の実施に伴い，9年間の連続性と系統性をもった生活指導・生徒指導に基づき，豊かな人間力の育成を図る。

エ 土浦市生徒指導推進協議会の開催	家庭や地域に対して、小・中・義務教育学校の教育活動に関する情報を提供するとともに、保護者や地域住民の声や力を学校教育に生かすなど、学校・家庭・地域が連携しながら、児童生徒の健全育成に努める。
オ 教育相談の充実（教育相談室管理運営事業，スクールカウンセラー・心の教室相談員配置事業，スクールライフサポーター配置事業，学校生活支援員配置事業）	学校並びに関係諸機関と連携を図りながら適応指導を行い，学力，社会性，協調性，忍耐力等を習得させ，自立心を育み，学校生活への復帰を目指す。 いじめや不登校などの課題を持つ，児童生徒及び保護者の悩みや不安等を緩和するために，各学校にスクールカウンセラー，心の教室相談員等を配置し，教育相談対応を行う。
カ 観劇・音楽鑑賞一部補助事業	心豊かな児童生徒の育成，豊かな感性を育む情操教育の充実を目指し，観劇・音楽鑑賞教室を実施する。
キ 人権教育の推進のための職員研修の充実	学校教育全体で人権教育を推進し，人権尊重の精神があふれた環境を整備するために，教職員が人権感覚・人権意識を高めるための研修及び人権教育に関する指導力の向上を目指す研修を進める。
ク いばらき教育の日推進事業，マナーアップ推進事業	教育月間である11月を中心に，幼児児童生徒の規範意識の高揚や公共マナーの向上に関する啓発のため，各学校・園の校門付近や近隣の公共施設等で，教職員，保護者，青少年育成団体関係者等とともにあいさつ運動等を行う。

(5) 健康・体力の増進

生涯にわたって健康を保持増進し，豊かなスポーツライフの実現に努めます。また，多様なスポーツとの関わりと関連させて運動やスポーツへの関心を高め，運動の習慣化に努めます。

主な事業	目的・内容
ア 体力アップ推進プランの策定と実践	学校教育活動における体育・スポーツ活動の充実を図り，児童生徒の運動意欲を

	高め、競い合う楽しさや達成感を感じるにより、困難に立ち向かう「たくましい心と体」の育成を図る。
イ 「部活動の運営方針」に基づく部活動のルール化と充実	学校教育の一環として、教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理のもと、合理的かつ効率的、効果的な運営に努める。
ウ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催を契機とした教育の推進	スポーツ・文化の振興に加え、オリンピック・パラリンピック教育を通じて、障害のある人や外国人などの多様性の尊重や公德心の育成・向上を図る。
エ 幼児児童生徒及び教職員の各種健康診断の実施	学校保健安全法の規定に基づき、幼児児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図る。
オ 感染症予防対策の実施	学校保健安全法の規定に基づき、学校における感染症の集団感染予防及び感染症発生時の感染拡大防止に努める。
カ 教職員のストレスチェックの実施と活用	ストレスチェックの実施により、教職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、分析結果の活用により、職場環境の改善を図る。
キ 健康教育の推進	喫煙、飲酒、薬物乱用等に関して児童生徒や保護者の意識啓発を図るため、外部講師による各種防止教室や講演会等を開催するなど、学校保健・健康教育の一層の充実を図る。
ク 学校の安全対策の推進 (ア) 交通安全教室 (イ) 防犯教室（不審者対応）	児童生徒の安全確保のため、警察などの関係機関と連携しながら、児童生徒の安全教育を進める。

(6) 社会の変化に適切に対応できる教育の推進

社会の変化に適切に対応できるよう、よりよい環境を創造するための資質を育てる環境教育、情報活用能力や情報モラルを身につけさせるための情報教育、望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育、コミュニケーション能力の育成を図る国際教育等に対応した教育の充実を図ります。

主な事業	目的・内容
ア 第二期土浦市教育情報化計画に基づく実践（情報モラル教育の充実・メディアリテラシーの育成） ※メディアリテラシー：真偽を含め情報を見極めて取捨選択しながら活用し、時に自らが発信者となる力	子どもたちの確かな学力と変動する社会に対応する「生きる力」を育てるために、情報モラル教育の充実や、児童生徒の ICT 活用の実践力の育成を図る。
イ 中学校社会体験事業	キャリア発達を促す体験活動としての職場体験を通して、豊かな心と社会性を持ち、主体的・創造的に生きる生徒の育成を図る。
ウ 国際社会で活躍できる人材の育成「グローバル」の視点)	グローバルな視点を持ち、その視点を基にローカルな問題について考えることができる資質・能力を育成する。
エ 環境教育推進事業	環境を大切にする心や、環境を保全し、より良い環境を創造していこうとする意識と実践的な態度を育成する。
オ 総合的な学習推進事業	身近な生活の中から課題を見つけ、体験的な学習や問題解決的な学習を通し、学び方や考え方を身に付けさせるとともに、自分の生活を見つめ直し、生き方を考える。

(7) 特別支援教育の推進

教育上特別の支援を要する幼児・児童・生徒が、その障害の状態や発達段階等に応じた適切な教育が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等専門機関との連携のもと、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加ができるよう特別支援教育の充実に努めます。

主な事業	目的・内容
ア 特別支援教育推進事業(特別支援連携協議会、教員研修、巡回相談、学生支援員派遣、「相談支援ファイルつちうら」の活用)	一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実を図るため、全教職員の取組による体制を強化し、特別支援教育に関する専門性の向上を図る。
イ 教育支援委員会の開催	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の適正な就学支援等の教育支援及び

	これに係る必要な事項について，教育支援委員会で調査審議を行う。
ウ 特別支援教育支援員配置事業	特別な支援を要する園児，児童又は生徒が在籍する市立の幼稚園，学校において，円滑な運営を図るため，当該児童等を指導する教員を補助する職員として特別支援教育支援員を配置する。
エ インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた，相互理解を深めるための交流及び共同学習の推進 ※インクルーシブ教育システム：障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み	障害のある子どもと障害のない子どもが，交流・共同学習を行うことで経験を広め，社会性を養う共生社会を実現することを目指す。 (市内小・中・義務教育学校と特別支援学校との学校間交流)

(8) 学校給食の充実

衛生的で栄養のバランスがとれた給食の充実と施設・設備の適正な管理を図るとともに，安心安全な学校給食を目指します。

学校給食の食材については，地産地消を積極的に取り組みながら，食育に関する指導の充実に努めます。

(9) 学校施設やICT機器の整備・充実

学校施設については，老朽化したトイレの大規模改造や特別教室の空調機器整備をはじめとする施設整備を行い，安心・安全な学習環境の向上を図ります。小中学校の普通教室と理科教室に100%整備を完了した電子黒板等のICT機器については，児童生徒1人1台の端末やデジタル教科書の活用を推進します。

(10) 小中学校の適正配置及び教育環境の整備充実

小学校適正配置等実施計画に基づき，子どもたちにとってよりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図ります。

4.1.4 統合対象校・関連校の特徴

上大津地区の小中一貫校

小学校併設型中学校	中学校併設型小学校
土浦市立土浦第五中学校(小中一貫校)	土浦市立上大津東小学校 (小中一貫校)
	土浦市立神立小学校 (小中一貫校)
	土浦市立菅谷小学校 (小中一貫校)

(1) 統合対象校

① 上大津東小学校

・所在地：茨城県土浦市沖宿町 2489

・歴史

上大津東小学校は、明治 22 年 6 月に「神國寺」境内に「上大津尋常小学校」として開校しました。明治 25 年 12 月には「田尋常小学校」と改称され、大正 4 年 6 月に現在地に校舎が新築移転、昭和 29 年に「土浦市立上大津東小学校」へ改称され今に至ります。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 53、57、58 年、平成 14、24、26 年
総 延 床 面 積	3,673.10 m ²

・沿革

明治	22 年	新治郡上大津尋常小学校開校 (6 月 25 日創立記念日)
	25 年	上大津尋常小学校を田尋常小学校へ改称 沖宿地区に沖宿尋常小学校開校
	41 年	上大津尋常高等小学校設立 (田に設立)
	43 年	上大津尋常高等小学校火災の為焼失
	44 年	同地に校舎新築落成
大正	4 年	上大津村大字沖宿石橋 2489 番地に新校舎落成移転 (現在地)
	4 年	上大津東小学校菅谷分教場を設立認可
昭和	16 年	上大津東国民学校と改称
	22 年	上大津村立上大津東小学校と改称
	29 年	土浦市立上大津東小学校と改称 (上大津村と土浦市の合併により)
	61 年	土浦市立上大津東小学校菅谷分校閉校 (70 有余年の歴史)
平成	元年	創立 100 周年

・校訓

働く子 考える子 強い子 明るい子

② 菅谷小学校

・所在地：茨城県土浦市菅谷町 1464-8

・歴史

菅谷小学校は、上大津東小学校菅谷分校校舎の老朽化と菅谷地区児童(4年～6年生)の上大津小学校への遠距離通学の問題、白鳥地区児童の旧上大津西小学校への遠距離通学の問題、更に神立小学校児童の急増に伴う学級増の問題を解消する行政上の目的で、昭和61年に新設されました。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 61 年
総 延 床 面 積	4,391.97 m ²

・沿革

昭和	61 年	土浦市立菅谷小学校新設開校（10 月 20 日創立記念日）
	62 年	飼育舎設置
平成	7 年	創立 10 周年記念式典挙行
	17 年	創立 20 周年記念大運動会
	17 年	創立 20 周年記念式典挙行

・めざす学校の姿

信頼される学校

認め合い、高め合う学校

安心、安全が更新する学校

開かれ、連携協力できる学校

(2) 暫定統合校

① 旧上大津西小学校

・所在地：茨城県土浦市手野町 3651

・歴史

旧上大津西小学校は、明治25年11月に手野尋常小学校として開校し、大正7年に現在地に校舎が建設されました。複式学級を解消するため、「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画」に基づき、令和2年4月から菅谷小学校へ暫定統合しました。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 49、57、63 年
総 延 床 面 積	3,065.00 m ²

・沿革

明治	25 年	手野尋常小学校開校
	26 年	手野尋常小学校校舎新築落成し開校式を挙行
	27 年	手野尋常高等小学校となる（5 月 1 日創立記念日）
	40 年	上大津西尋常高等小学校となる
大正	7 年	新校舎へ移る（現在地）
昭和	16 年	上大津村立上大津西国民学校と改称
	22 年	上大津村立上大津西小学校と改称
	29 年	土浦市立上大津西小学校と改称（上大津村と土浦市の合併）
	50 年	神立小学校新設により神立地区分離
	61 年	菅谷小学校新設により白鳥地区分離
平成	4 年	創立 100 周年記念式典挙行
令和	2 年	菅谷小学校へ暫定統合

・教育マニフェスト（組織目標）

達成感や連帯感を体得できる教育活動を展開し、自分に自信をもち、友だちと高め合える児童を育てる。

個に応じた指導や協働的な学びを通して、言語能力(特に読み取る力・書く力)の向上を図る。

(3) 関連校

① 神立小学校

・所在地：茨城県土浦市中神立町 4-4

・歴史

神立小学校は、土浦・千代田工業団地の造成や都市化の進展に伴う人口増加と旧上大津西小学校への遠距離通学の問題等から地域より小学校新設が切望され、昭和50年に旧上大津西小学校より分離独立しました。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 49、52、54、60 年
総 延 床 面 積	5,465.94 m ²

・沿革

昭和	50 年	土浦市立旧上大津西小学校より分離独立、神立小学校開校（4 月 14 日創立記念日）
	52 年	校舎増築竣工（9 教室）
	54 年	特別教室及び室内運動場（体育館）竣工
平成	11 年	校舎棟大規模改造及び耐震補強工事竣工
	12 年	体育館大規模改造及び耐震補強工事竣工

・児童数・学級数の推移

年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
児童数(人)	401	426	446	464	485	497
学級数(学級)	13	14	15	16	17	17

(特別支援学級を含む)

② 土浦第五中学校

・所在地：茨城県土浦市手野町 3218-1

・歴史

土浦第五中学校は昭和22年に新治郡上大津村立上大津中学校として開校し、昭和29年に上大津村の土浦市の合併によって土浦市立土浦第五中学校と改称しました。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 53 年、平成 13、17、18、24 年
総 延 床 面 積	7,028.44 m ²

・沿革

昭和	22 年	新治郡上大津村立上大津中学校開校
	24 年	校訓制定・手野に本校舎竣工（9 月 7 日創立記念日）
	29 年	土浦市立土浦第五中学校と改称（上大津村と土浦市の合併）
	54 年	新校舎竣工
平成	17 年	新体育館竣工・新技術棟竣工
	25 年	新図書室竣工

・児童数・学級数の推移

年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
児童数(人)	428	422	451	478	492	500
学級数(学級)	14	13	14	14	15	15

(特別支援学級を含む)

4.1.5 小中一貫教育

土浦市では平成 30 年度より全中学校区で「小中一貫教育」を実施しています。

(1) 土浦市小中一貫教育基本方針（平成 30 年 3 月改訂）

■ 本市における小中一貫教育の基本理念 より抜粋

「基本理念 1 確かな学力の向上のため」

- ・ 9 年間を見通した系統的な学習指導の充実（土浦 Next Plan の活用）
- ・ 小学校高学年の一部教科担任制の導入
- ・ I C T の効果的な活用等

「基本理念 2 生きる力の育成のために」

- ・ キャリア教育の充実（人間関係づくり、社会性・自尊感情・自立等の育成）
- ・ 異年齢交流によるよりよい人間関係の構築 等

理念構築の 基盤	職員の資質・指導力の向上により，知徳体のバランスのよい子どもたちを ・ 指導方法と指導體制の充実 ・ 日常的な情報連携・行動連携による指導力の向上 等
	家庭・地域の教育力の向上により，土浦の子供たちの健全育成を ・ 保護者・地域の方々の学校運営への参画 ・ 小中学校 P T A や地域住民との合同事業や相互交流 等

本市の小中一貫校が目指すもの

小中一貫教育で目指す生徒像

- ① 他者の考えを尊重したり様々な情報を適切に活用したりしながら，自分の考えをもつことができる児童生徒
- ② 目的に合った表現方法で，自分の考えを分かりやすく伝えられる児童生徒
- ③ 社会のルールやマナーを尊重し，思いやりのある生き方ができる児童生徒

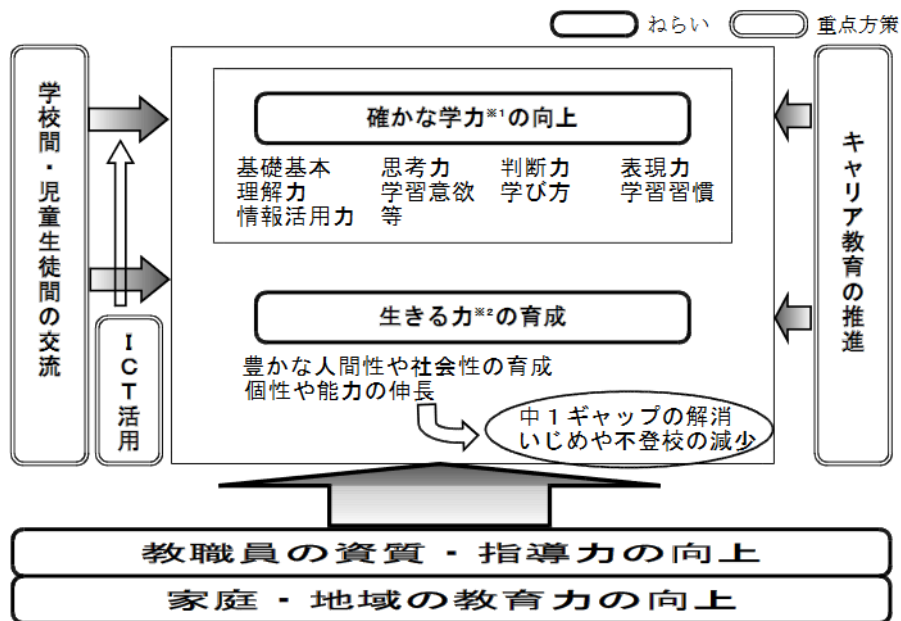
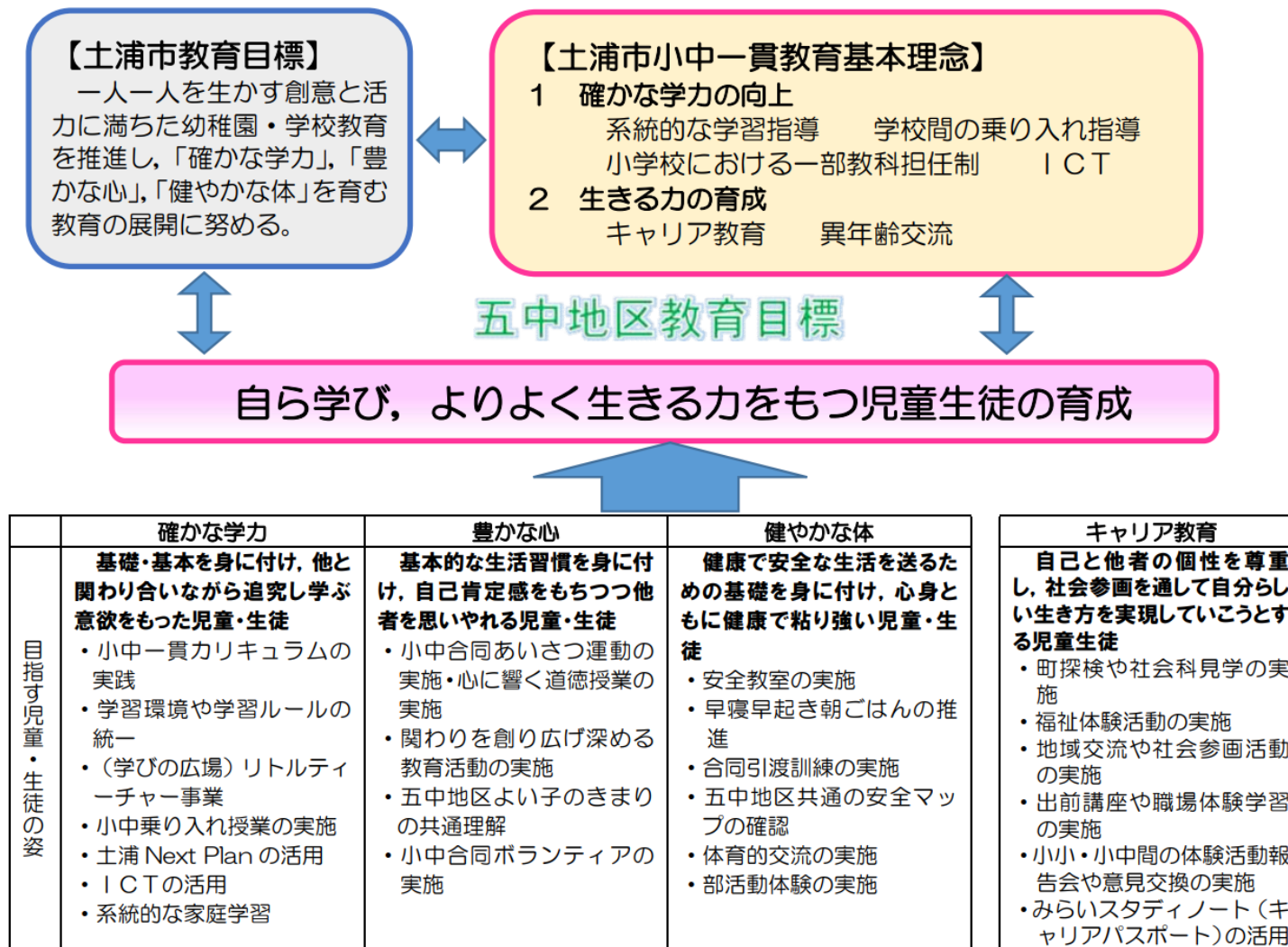


図 4-3 小中一貫校のねらい

(2) 小中一貫教育活動内容

・土浦五中地区小中一貫教育グランドデザイン（令和3年度）より抜粋



(3) 各校の学校教育目標

学 校	学校教育目標
上大津東小学校	自ら学び、心豊かでたくましい児童の育成
菅谷小学校	自ら学び、心豊かによりよく生きる児童の育成
神立小学校	自ら学び、心豊かで心身ともにたくましく実践力のある児童の育成
土浦第五中学校	<p>(長期)</p> 相互承認の感性と自立する力を育み、他と共に成長できる生徒を育成する。 <p>(中期)</p> 自ら学び、自ら考え、自ら判断し行動できる生徒の育成 自ら社会に参画しようとする生徒の育成

4.1.6 計画予定地の特徴

計画予定地の特徴を以下に示します。

- ・土浦第五中学校に隣接しており、日常的な交流が行いやすい。
- ・敷地内及び周囲に森林等の豊かな緑がある。
- ・敷地内に約8mの高低差があり、斜面に沿って豊かな自然環境が存在。
- ・上大津公民館との複合化により、多世代の市民が訪れる場となることが期待される。

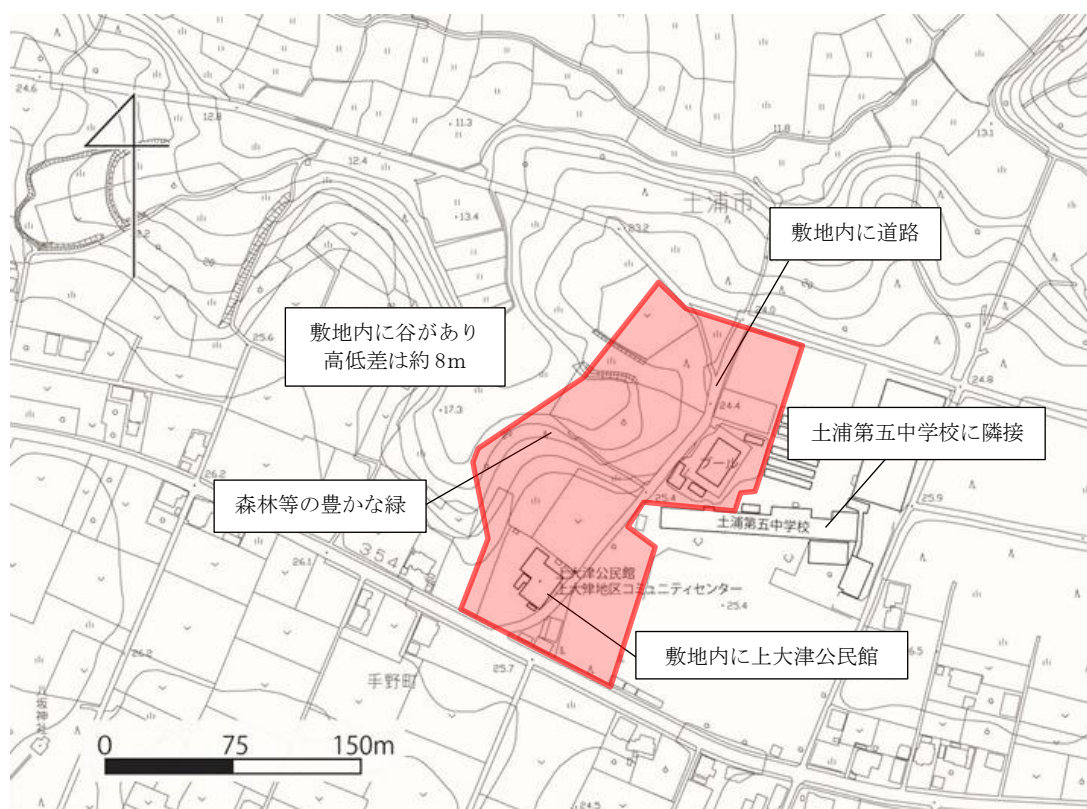


図 4-4 敷地周辺図

4.1.7 計画コンセプト

これまでの検討を踏まえ、計画コンセプトを以下とします。

メインコンセプト

小学校・中学校・地域の連携により、子どもたちの成長を支えていく学校

① 安心・安全な学校づくり

- ・大人たちの目が行き届きやすく、児童が安心して過ごせる環境
- ・スクールバスを含む、安全な登下校動線
- ・教職員が児童の教育・指導へ集中できる職務空間
- ・地震や洪水、土砂災害等、あらゆる災害に強く、地域の安心を守る拠点

② 心の豊かさを養う学校づくり

- ・ユニバーサルデザインの導入やインクルーシブな環境づくりにより、誰もが過ごしやすい学校
- ・計画予定地ならではの豊かな自然環境を活かした、五感で自然を感じる環境

③ 地域に開かれた明るい学校づくり

- ・児童と教職員、中学生、更には多世代の地域住民など、多様な交流を生み出す場
- ・セキュリティに配慮しながらも開放的で明るい、地域の方々に親しまれる施設

④ 新たな学びを積極的に取り入れた学校づくり

- ・主体的・対話的で深い学びを可能とし、感染症対策等も踏まえたスペース確保等、多様な学習形態に柔軟に対応できる空間・施設
- ・中学校と隣接した特徴を活かし、キャリア教育の充実や異年齢交流の促進等、施設分離型小中一貫校として小中一貫教育を効果的に実現できる学校
- ・将来にわたる技術の進展へ対応しやすく、学びへ効果的にICT技術を活用できる環境

⑤ 環境に配慮した学校づくり

- ・環境配慮技術等の効果を感じられる、環境教育の場となる校舎
- ・自然エネルギーの活用や省エネルギー化を積極的に行う学校
- ・抗菌抗ウイルス建材使用や換気等による感染症対策を考慮した施設

⑥ 持続可能な学校づくり

- ・学びの変化や児童数の増減等にフレキシブルに対応できる、長く使いやすい校舎
- ・メンテナンスのしやすさなど、将来にわたる経済性や長寿命化に配慮した施設

4.2 施設整備にあたっての基本方針

計画コンセプトを踏まえ、施設整備にあたっての基本方針（ゾーニングコンセプト）を策定しました。イメージを以下の図に示します。統合小学校では、ラーニング・コモンズ※1を中心に地域住民、小学校、そして土浦第五中学校との連携が図れるような配置とします。なおラーニング・コモンズとは図書館や多目的室、地域開放を行う特別教室等の、小・中・地域での学びの拠点を意味しています。

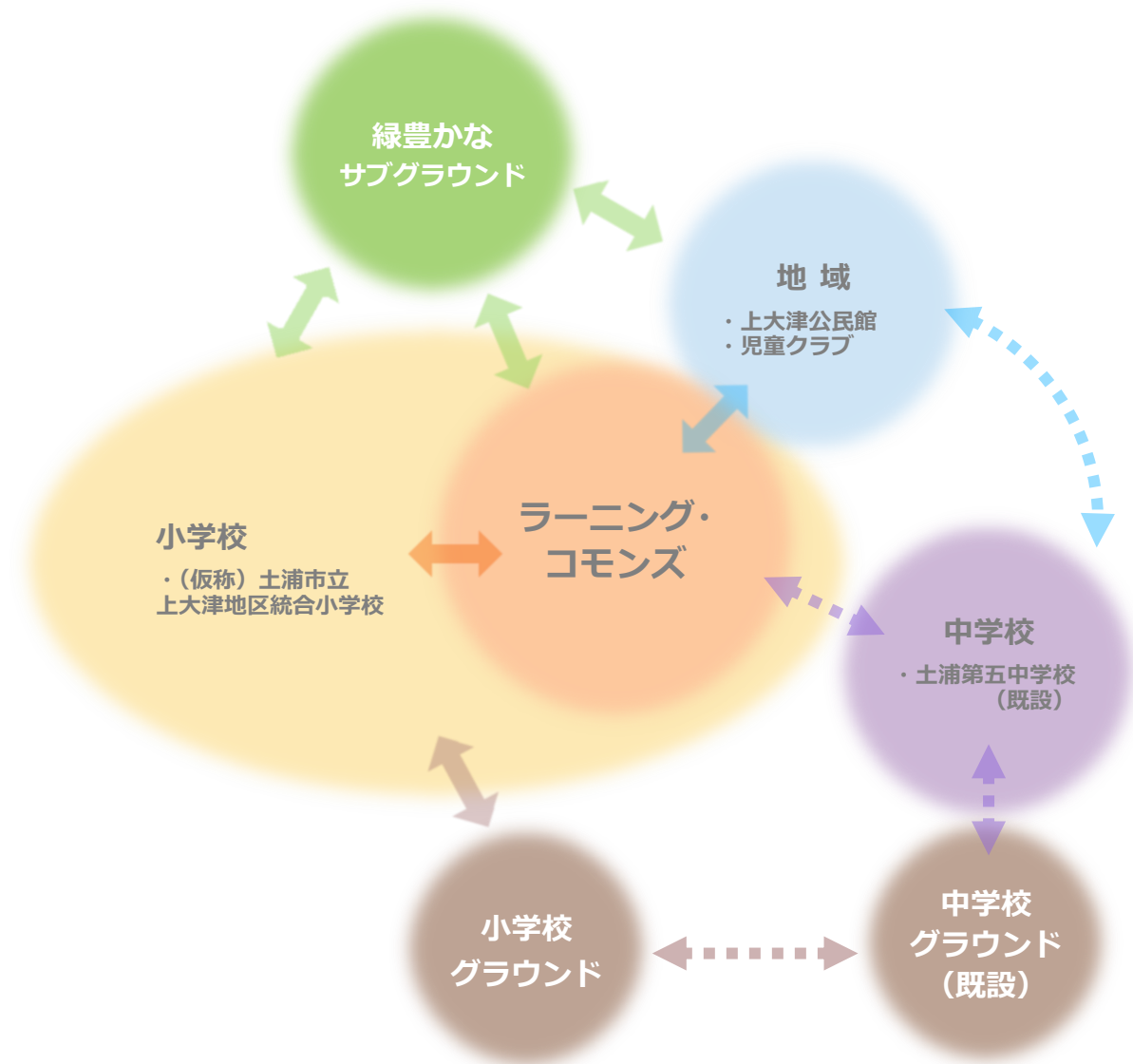


図 4-5 ゾーニングコンセプトのイメージ図

用語の解説

※1 ラーニング・コモンズ

デジタル化の中で、学校図書館が必ずしも読書・学習・情報のセンターとしての機能を十分に果たしていない実態が一部指摘されており、学校における図書スペース、図書館の整備の在り方を捉え直す必要がある。

学校図書館を核とし、コンピュータ教室と組み合わせて、これらのセンターとしての役割を持たせる「ラーニング・コモンズ」を整備していくことも有効であり、ICTを活用することで、調べる、まとめる、発表するなどの学習活動を効果的・効率的に行えるよう工夫することが可能となる。

引用：文部科学省 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

このような背景から、本計画におけるラーニング・コモンズは学校図書室を核とし、多目的教室や地域開放を行う特別教室を一体的にゾーニングすることで、児童・生徒に加え、地域住民の「学び」の中心となることを想定している。

日常的にはICTの活用や図書室と多目的教室の連携により、どの教科の授業でも調べる、まとめる、発表するなどのアクティブ・ラーニングを効果的・効率的に実施できるようになり、主体的・対話的な学びを実施する環境となる。

合わせて学校図書室は、教室以外の、子どもたちが落ち着ける居場所となり得ることから、日常的に滞在したくなる魅力的な空間として整備していくことも重要である。



図 4-6 児童・生徒及び地域住民の「学び」の拠点となるラーニング・コモンズ
(画像：文部科学省 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について)

4.2.1 基本方針に基づく施設計画方針

表 4-1 計画コンセプト案に対応する施設計画

基本方針	施設計画方針
<p>① 安心・安全な 学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死角が少なく、各所の管理諸室から施設内外の児童の活動が見守りやすい校舎計画に配慮しつつ、クールダウンスペース^{※2}など多様な空間を配置 ・ 正門は道路から内側に下がった位置とし、生徒が安全に溜まれるスペースを確保 ・ 児童通学動線と地域利用動線は分離し、施設内においても時間に応じてエリアを区分できるようセキュリティライン^{※3}を計画 ・ スクールバスからの乗降や歩車分離を徹底した動線計画 ・ 児童の生活の場、地域の避難所として必要な耐震性能を確保した校舎 ・ 高低差の大きい緑豊かなサブグラウンドへのアプローチは、中間にテラスを設ける等の緩衝帯を計画 ・ 高低差の大きい敷地条件を踏まえた、造成が少なく効率的で安全な配置計画 ・ 法面で傾斜の急な部分には手すりを設けるなど、児童の安全に配慮 ・ 感染症対策等を踏まえ、ソーシャルディスタンス確保が可能な教室面積 ・ 教職員の働き方改革に配慮し、動線が短い校舎、連携のしやすさや作業効率に配慮した職員室など、効果的な教育活動を実施できる環境整備
<p>② 心の豊かさを 養う学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の起伏を生かした変化のある通学路でワクワク感を演出 ・ 緑豊かなサブグラウンドへのアプローチを開放的にし、みんなが行きたくなるような自然と触れ合う空間を創出 ・ 緑豊かなサブグラウンドは既存の森を生かしつつ、ビオトープや畑などを設け、子どもたちが自ら環境を創る環境共生型の学びの場を創出 ・ ユニバーサルデザインを導入し、多様な児童・生徒・教職員が使いやすい学校 ・ 物理的・心理的な障壁を取り払いインクルーシブ教育に対応 ・ 普通教室周辺に小教室を複数整備し、複数の用途に柔軟に使用できる空間を配置
<p>③ 地域に開かれた 明るい学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラーニング・コモンズを中央に据え、地域開放機能、隣接する中学校との連携を図ることで、地域の方や中学生との交流を促進 ・ 小学校機能の一部を地域へ開放することで、施設の効率的利用を図るとともに、賑わいあふれる学びの場を創出 ・ 導入が予定されているコミュニティスクール事業に対応する施設づくり ・ 地域開放による地域の方の見守りや多世代との交流を通してみんなが生き生きと学ぶ場を創出 ・ 小学校機能と地域開放エリアの間には、セキュリティラインを設けるが、視線の抜けや空気感の伝わる仕様で一体感を演出

<p>④ 新たな学びを積極的に取り入れた学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習内容や人数等に応じて、教員自身がフレキシブルに活用できる普通教室周り^{※4}の工夫 ・図書室と多目的室の一体的な計画によって、ICT 教育等の新たな学びの環境にも適応可能な施設を計画 ・ラーニング・コモンズを小学校の中心に据え、各教室との連携を図ることで、子どもたちの学びに対する好奇心を高める ・緑豊かなサブグラウンドを活かした自然とのふれあい機会を創出し、生命の有限性や自然の大切さを肌で感じる体験を提供 ・隣接する中学校との連携により異年齢交流を図り、よりよい人間関係の構築を目指す ・用途を固定しない教室の配置によりアクティブ・ラーニング等生徒が主体的・対話的に学ぶ環境の整備 ・アフターコロナに対応した多様な学習環境やディスタンス確保に対応できる空間の整備
<p>⑤ 環境に配慮した学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の気候特性や敷地条件、学校施設のエネルギー特性を踏まえ、省エネに配慮したエコスクールづくり ・省エネ技術等の効果を「見える化」し、環境教育に活用できる校舎 ・サブグラウンドを活用した環境教育の場を創出 ・周辺施設の機能の集約化や複合化による効率的な施設づくり ・抗菌・抗ウイルス建材の使用や、換気など、感染症対策へも配慮する
<p>⑥ 持続可能な学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校でのプールの共用等による効率的な施設利用 ・オープンスペースやフレキシブルに利用できる普通教室によって、多様な学びの場を作り、学び方の変化にも柔軟に対応できる学校 ・耐久性が高く、清掃しやすい内外装材の採用 ・メンテナンスや機器の更新に配慮した設備計画 ・将来的な用途変更等にも対応しやすい構造・設備計画や動線計画

用語の解説

※2 クールダウンスペース

心のケアを必要とする子どもに応じた施設・設備の配慮として、知的障害、自閉症・情緒障害を持つ児童のクールダウンなどのための場所の確保が必要とされている。

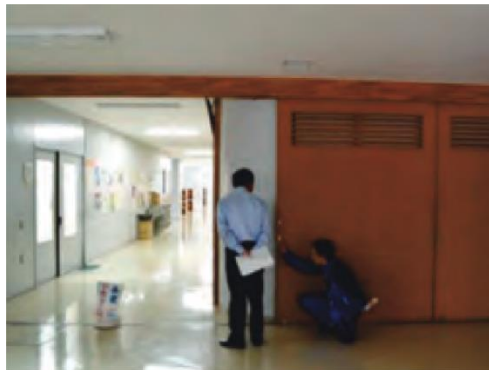
(参考: 文部科学省 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 配布資料 3-3 学校における配慮事項)

※3 セキュリティライン

学校施設内における地域開放エリアとそれ以外を明確に分けることで、児童の安全性を確保する。具体的な方法としては、地域開放エリアをまとめてゾーニングし、利用者動線と児童動線を分けて計画することでエリアの分離を図るとともに、エリア境界を扉等で仕切ることにより時間帯や曜日に応じた開閉を行うことが考えられる。またエリア境界は、単にシャッターや防火扉により仕切るのではなく、格子状の扉やガラス扉などにより施設としての一体感を損なわない工夫が必要となる。



図 4-7 区分管理のための格子状の扉



開放部分を仕切るための扉

(画像: 文部科学省 報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」)

※4 フレキシブルに利用できる普通教室

アクティブ・ラーニングによる教室利用の多様化や感染症対策によるディスタンスの確保などを踏まえ、例えば教室と廊下を可動間仕切りで区切り、用途に応じて流動的に教室区画を変更できるようにする計画等がある。これにより、グループ別で議論を行うような授業や、昼食時の生徒同士の距離の確保などを教室移動を伴わずに実施することが出来る。

また、普通教室周辺に小教室を複数整備し、少人数授業での使用やカームダウンスペース、相談室といった複数の用途に柔軟に使用できる空間を配置する方法等がある。

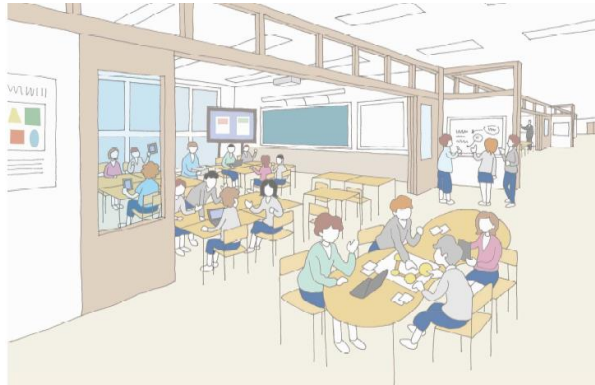


図 4-8 学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間

(画像：文部科学省 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について)

4.3 改修等の基本的な方針

4.3.1 グラウンドの共用化

土浦第五中学校に隣接する特徴から、小学校・中学校で連携した配置とすることで、一体的に使用可能な計画とします。一方、安全性の確保のため、小学校と中学校で明確なエリア分けを行うことで、小学生が安全かつ安心して運動の出来る環境を整備します。

4.3.2 土浦第五中学校のプールの共用化

土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、統合小学校はプールの共用化を方針とします。それに伴い、土浦第五中学校の改修工事により、小中学校でのプールの共用化を行います。土浦第五中学校の既存プールの改修を行うことにより、小学生も利用できるものとします。具体的な改修方法は、下表を踏まえて設計段階において決定します。

表 4-2 プールの水深調整方法比較表

	①可動床	②タンク貯留による水深調整(再利用型)	③給排水による水深調整(排水型)	④段差設置	⑤プールフロア(水深調整台)設置
水深調整作業	人的労力を要しない 短時間で調整可能	人的労力を要しない 時間が掛かる	人的労力を要しない 時間が掛かる	調整の必要なし	大人複数人での設置・撤去が必要 時間を要する
使い勝手	各学年に合った水深で全面的利用ができる	水深調整に時間が掛かる 低水位時、プールサイドと水面の高低差ができる	水深調整に時間が掛かる 低水位時、プールサイドと水面の高低差ができる	各学年において、利用可能な範囲が制限される	多様な使い方ができる 水深調整に時間が掛かる
メンテナンス	定期的なメンテナンスが必要(1回/年)	定期的なメンテナンスが必要	定期的なメンテナンスが必要	特別なメンテナンスは必要なし	定期的なメンテナンス(清掃等)が必要
コスト	設置費用が最も高く、メンテナンス代も必要	設置費用が高い	設置費用が高く、水道代が掛かる	一般的なプールと概ね同等	設置費用がやや高く、保管庫が必要

5. 全体計画概要

5.1 施設規模の整理

表 5-1 各諸室の必要室数・面積（校舎）

機能 (面積)	室名	室数	室あたり 面積(m ²)	機能 (面積)	室名	室数	室あたり 面積(m ²)	
普通教室 (2,160m ²)	普通教室	18	72	管理諸室 (720m ²)	校長室	1	36	
	オープンスペース	6	72		職員室+湯沸+休憩	1	144	
	少人数教室	6	36		印刷室	1	36	
	教材室	6	36		会議室	1	72	
特別支援 (216m ²)	特別支援教室	4	36		放送室	1	36	
	通級指導教室	1	72		事務室	1	36	
特別教室 (1,080m ²)	ラーニングcommons	—	—		保健室	1	72	
	図書室	1	216		相談室	1	36	
	多目的室	2	72		玄関+受付	1	36	
	生活科室	1	72		給食配膳室	1	144	
	理科室+準備室	1	144		職員更衣室	1	36	
	音楽室+準備室	1	144		職員・来賓用便所	1	36	
	楽器庫	1	36		共用部等 (約2,400m ²) ※算出根拠 校舎全体の 36%	児童更衣室	2	36
	図工室+準備室	1	144			昇降口・校庭出入口	適宜	適宜
	家庭科室+準備室	1	144	廊下階段等、通行部		適宜	適宜	
	児童会室	1	36	児童便所		適宜	適宜	
			多目的便所	適宜		適宜		
			ゴミ置き場	1		36		
				校舎合計		約 6,600		

表 5-2 各諸室の必要室数・面積（運動施設）

機能 (面積)	室名	室数	室あたり 面積(m ²)	機能 (面積)	室名	室数	室あたり 面積(m ²)
屋内運動場 (1,064m ²)	屋内運動場+器具庫	1	920	プール (120m ²)	プール	—	—
	放送室	1	16		プール機械・器具庫	—	—
	玄関・ホール	1	48		プール更衣・シャワ・便所	2	60
	屋内外用便所	1	48		部室	—	—
	屋外体育用器具庫	1	32	運動施設合計		1,184	

表 5-3 各諸室の必要室数・面積（児童クラブ）

機能(面積)	室名	室数	室あたり面積(m ²)	室名	室数	室あたり面積(m ²)
児童クラブ(288m ²)	専用部	4	72	共用部	1	適宜

表 5-4 公民館（複合化）

機能(面積)	室名	室数	室あたり面積(m ²)	室名	室数	室あたり面積(m ²)
公民館(複合化) (340m ²)	展示室	1	45	図書資料室	学校の図書室・多目的室と共用	
	調理室	学校の家庭科室と共用		講義室	1	145
	事務室	1	40	和室	1	45
	会議室	1	55	倉庫	1	10

※学校と共用の調理室と図書資料室の面積を含めると公民館面積は772 m²。

※各室の面積は既存と同等としていますが、基本・実施設計時に再検討します。

表 5-5 防災備蓄倉庫面積

機能(面積)	個数	室あたり面積(m ²)
防災備蓄倉庫	1	20

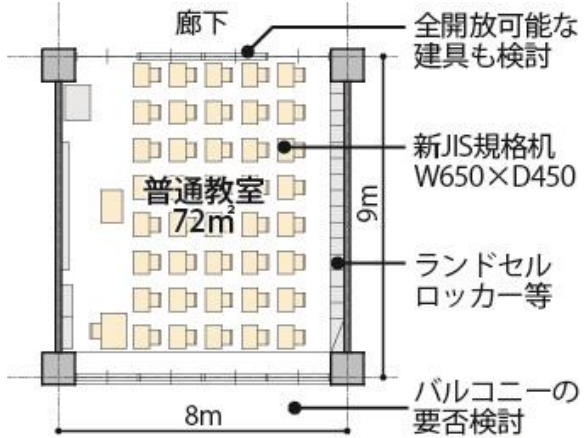
表 5-6 各諸室の必要室数・面積（施設合計）

施設	面積(m ²)
小学校	約 7,800
児童クラブ	288
公民館	340
防災備蓄倉庫	20
総合計	約 8,400

※公民館を複合化した場合の施設規模を示す。

5.2 諸室の機能検討

各諸室に想定される機能を以下に示します。

機能	室名	検討事項
普通教室	普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・学年単位の活動等を考慮し、同一学年の教室は同一階に配置する。 ・心の居場所としての教室となるよう、内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮する。 ・児童の荷物を収納するスペースを設ける。 ・学習への興味や関心を高められるような掲示スペースを設ける。 ・多様化する学習に対応できるよう、情報機器を利用できる環境、スペースを整える。 ・自然体験活動の充実を図るために、バルコニーなどを教室に隣接し、一体的に利用できるようにすることが望ましい。 ・日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とする。 ・感染症対策に留意し適切な距離が確保できる面積とする。 ・1・2年生教室は1階に配置する。 ・通学が困難な児童・生徒へのオンライン授業に対応したライブ配信用機材の設置スペースを確保する。
		 <p>普通教室のレイアウト案</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・廊下や多目的室などと一体的な利用ができるように配慮し、少人数学習や学年活動、異学年交流のスペースとして活用できる空間となるよう工夫する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室周りに教職員の作業スペースを設ける。
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童の興味関心や習熟度に応じたきめ細かな指導を行える環境を整える。
	教材室	<ul style="list-style-type: none"> ・教材などの十分な収納スペースを設ける。

特別支援	特別支援教室及び通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に応じた多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間確保に配慮する。 ・児童に応じた十分な安全を確保するよう工夫する。 ・外部からの刺激等による心理的な不安定さを考慮した、落ち着いて学びやすい環境に配慮する。 ・十分な収納スペースを設ける。 ・職員室や保健室との連絡、便所等との位置関係を考慮した配置とする。
	特別支援教室	・特別に支援を要する児童が学習する教室。
	通級指導教室	・対象児童が週に1回程度利用する。
特別教室	ラーニング・commons	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の学びの拠点となる施設とする。 ・地域住民及び土浦第五中学校からの利用も考慮し、連携しやすい配置とする。
	図書室	<ul style="list-style-type: none"> ・書架・机・椅子・閲覧コーナーの配置など、児童がより本に親しめる環境となるように工夫する。 ・多目的室などと連携し知的好奇心を引き出し、自発的な学習に利用しやすいように配慮する。 ・地域ボランティアなどによる読書活動を支援しやすい場所に配置することが望ましい。
	多目的室	・学年全体で利用する広い面積の多目的室を計画する場合には、利用方法などに応じ、適宜、空間を分割できるように計画する。
	生活科室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動に柔軟に対応できるようなスペースとする。 ・学習活動で使用する教材、材料、作品等が保管できるスペースを設ける。 ・低学年(1・2年生)の教室に近い配置とする。 ・学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用が可能な形態とする。 ・サブグラウンドと連携しやすい配置とする。
	理科室+準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保する。 ・隣接する廊下などに研究成果などの資料掲示スペースを設ける。 ・サブグラウンドと連携しやすい配置とする。
音楽室+準備室、楽器庫	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽活動をより充実できるよう、発表空間・練習空間をできる限り確保する。 ・他の教室や近隣への音の影響に十分配慮する。 ・室内音響に配慮する。 ・隣接する廊下などに資料掲示スペースを設ける。 ・楽器庫には十分な収納スペースを設ける。 	

	図工室 + 準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保する。 ・バルコニー等の屋外作業空間と連続することが望ましい。 ・準備室に作品や材料の保管スペースを設ける。 ・隣接する廊下などに作品・資料展示スペースを設ける。
	家庭科室 + 準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、ガスコンロの利用なども考慮し、十分な換気を確保する。 ・準備室に作品スペースを設ける。 ・ミシンなどの収納スペースを設ける。 ・調理、被服の授業に対応できるように、用具置場を設置するなど使いやすさを検討する。 ・隣接する廊下などに作品・資料展示スペースを設ける。
	児童会室	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後に3年生以上が集まり活動することを想定した計画とする。
共用部等	児童更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーに配慮した配置とする。 ・男女で部屋を分けた設置とする。
	昇降口・校庭出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく、移動しやすい位置とする。 ・グラウンドへの移動に配慮する。 ・職員用の入口を確保する。 ・昇降口前に手洗・足洗を計画する。
	廊下階段等、通行部	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下は児童が気分転換できる場所となるよう配慮する。 ・安全で使いやすい適切な幅員を確保する。 ・明るく使いやすい計画とする。 ・分かりやすい動線計画とする。 ・作品や学習成果物の展示スペースを設ける。
	児童便所	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく清潔感のある仕様とする。 ・感染症対策にも配慮した仕様とする。
	多目的便所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい位置に配置する。 ・オストメイト対応トイレを最低1ヶ所設ける。 ・車いす利用者も使用可能なトイレを各階に設置する。
管理諸室	校長室	<ul style="list-style-type: none"> ・会議、応接のスペースを設け、職員室と隣接させる。 ・グラウンド、校門などへの見通しを考慮した配置とする。 ・学校の歴史などに関わる各種資料を保管するための棚を設置する。
	職員室 + 湯沸 + 休憩	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド、校門などへの見通しを考慮した配置とする。 ・職員室・校長室・事務室・保健室をまとめて配置する。 ・児童・保護者が気軽に入りやすいように、動線や開放性に配慮する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・校務処理などを支援する学校 LAN を構築し、情報環境を整え、将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるよう配線などは増設・変更しやすいよう配慮し、OA フロアなどによる配線のための空間を確保する。 ・打合せスペース、流しなどの設備配置空間を設ける。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが教職員と機能的な連携を取れるように配慮する。 ・各種資料の日々の利用と適切な保管が可能な計画とする。 ・ICT 機器の使用や動画教材の作成等に広く活用可能なスタジオを設ける。
	印 刷 室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室との動線に配慮する。 ・機器設置スペース・作業スペース・用紙等の保管スペースを確保する。
	会 議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室・職員室との動線に配慮する。 ・情報機器を効果的に活用できる環境整備をすることが望ましい。
	放 送 室	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・遮音対策を講じる。
	事 務 室	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室・職員室に隣接し、機能的な連携をとれるような配置とする。 ・書類などを保管する棚を設置できるスペースを確保する。
	保 健 室	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室は 1 室とし、1 階に配置する。 ・保健室は緊急車両が入りやすい配置とするなど、緊急時の対応がスムーズにできるよう配置及び動線に配慮して整備する。 ・トイレと簡易シャワーを設置し、トイレには汚物処理可能なスペースを確保する。 ・検診用器具等、物品の収納場所を十分に確保し、検診記録等の保管のため、施錠できるロッカーを設置する。 ・保健室に隣接して相談室を配置する。 ・保健室の外部出入口付近に、足洗い場を設ける。 ・廊下からの出入口を 2 ヶ所設ける。 ・感染症の疑いのある児童等を一時隔離するスペースを設ける。
	相 談 室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童と教師が個別に相談したり、落ち着いて時間を過ごせる空間とする。 ・管理諸室の近くに配置とする。
	玄 関 + 受 付	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく、移動しやすい位置とする。
	給 食 配 膳 室	<ul style="list-style-type: none"> ・給食搬入ルートとの連携に配慮する。 ・各階に衛生的に給食を配膳可能な計画とする。
	職 員 更 衣 室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別の更衣室を設置する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・管理諸室の一角に配置し、職員室・事務室との動線や防犯に配慮する。 ・職員用の休憩スペースを設ける。
	職員・来賓用便所	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく清潔感のある仕様とする。
	ゴミ捨て場	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な廃棄スペースを設ける。

屋内運動場	屋内運動場+器具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場と校舎を繋ぐ動線は、十分な幅員を確保するとともに、安全性に配慮し、雨天時も児童が濡れずに移動ができる計画とする。
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・遮音対策を講じる。
	玄関・ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく、移動しやすい位置とする。
	屋内外用便所	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に確保する。 ・騒音・遮音対策を講じる。
	屋外体育用器具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドとの連携に配慮する。 ・大型器具の出し入れに配慮する。
プール	プール	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として既存の中学校プールを改修して使用する。 ・外部からの視線などに配慮する。 ・注水・排水の管理がしやすい構造とする。 ・漏水対策や修繕・改修のしやすさに十分配慮する。 ・プール水の消防水利としての利用や災害時のマンホールトイレ、建物内トイレへ利用することも考慮する。 ・メンテナンスのしやすい仕様とする。 ・オフシーズンの安全性にも配慮する。
	プール機械・器具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・器具の出し入れに配慮する。
	プール更衣・シャワー・便所	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく清潔感のある仕様とする。 ・メンテナンスのしやすい仕様とする。
	部室	<ul style="list-style-type: none"> ・用具等の収納スペースを設ける。

児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の昇降口との動線に配慮する。 ・特別教室等を活用しやすい動線とする。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

防災備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックなどの車両から直接物資を出し入れ可能な配置とする。 ・避難場となる体育館への搬出入が行いやすい動線とする。
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5.3 利用者参加型検討会

上大津地区小学校適正配置について、これまでに地域住民や保護者を対象とした説明会を実施してきました。以下に説明会にて寄せられた意見をまとめます。

5.3.1 上大津地区小学校適正配置に関する住民説明会

(1) 上大津地区小学校適正配置に関する現状等説明会（平成 29 年 8 月実施）

●開催日及び参加者数

	旧上大津西小学校		菅谷小学校		上大津東小学校		神立小学校		計
	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	参加人数
保護者	8/9	17 名	8/10	12 名	8/2	17 名	8/3	3 名	49 名
地域住民	8/18	8 名	8/23	7 名	8/17	4 名	8/24	10 名	29 名
計	25 名		19 名		21 名		13 名		78 名

●主な意見（保護者）

- ・小規模校の解消について。
- ・段階的な適正配置について。
- ・20年先の児童数を見通した検討の必要性について。
- ・通学区域の見直しによる地域コミュニティの分離について。

●主な意見（地域住民）

- ・暫定的な通学区域の見直しを行った方が良いと思う。
- ・具体的な適正配置案の検討について。

(2) 上大津地区小学校適正配置に関する説明会（平成 30 年 6 月実施）

●開催日及び参加者数

	旧上大津西小学校		菅谷小学校		上大津東小学校		神立小学校		計
	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	参加人数
保護者	6/20	12 名	6/21	8 名	6/26	4 名	6/27	5 名	29 名
地域住民		12 名		7 名		2 名		9 名	30 名
計	24 名		15 名		6 名		14 名		59 名

●主な意見（保護者）

- ・人数の多い学校の方が教育環境としては望ましい点について。
- ・神立小学校を除いた 3 校で検討すべき。

●主な意見（地域住民）

- ・子どもたちのことを最優先に考えた統合の実施について。
- ・スクールバス対象者数を考慮した配置について。

(3) 上大津地区小学校適正配置に関する説明会（平成31年1月実施）

●開催日及び参加者数

	旧上大津西小学校		菅谷小学校		上大津東小学校		神立小学校		計
	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	参加人数
保護者	1/16	11名	1/17	7名	1/23	5名	1/25	2名	25名
地域住民		10名		9名		7名		6名	32名
計	21名		16名		12名		8名		57名

●主な意見（保護者）

- ・国道354号線バイパスの横断危険性について。
- ・統合先が土浦第五中学校付近となる場合の歩道橋等整備について。

●主な意見（地域住民）

- ・ランニングコストの検討について。

(4) 上大津地区小学校適正配置に関する説明会（令和2年8月実施）

●開催日及び参加者数

	菅谷小学校		上大津東小学校		神立小学校		計
	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	参加人数
保護者	8/5	22名	8/4	16名	8/3	3名	25名
地域住民	8/6	16名	8/7	12名	8/11	7名	32名
計	38名		28名		10名		57名

●主な意見（保護者）

- ・通学バスの乗車基準の明確化について。
- ・国道354号線の横断等、交通面への不安について。

●主な意見（地域住民）

- ・歩道橋や歩道を設ける等、現段階での具体的な通学路安全確保の方策について。
- ・統合小学校の敷地面積について。

5.3.2 事例 新治学園整備基本計画策定時の教職員ワークショップ

土浦市では平成 26 年に「新治地区小中一貫教育学校整備基本計画」の策定に向けて教職員向けのワークショップを 3 回実施しています。第 2 回ワークショップ以降はグループディスカッションを行い、新治地区に限らず小中一貫教育学校整備に向けた意見を幅広く交換しました。

その中であげられた意見や方針について、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備にも共通していると考えられる事項を以下にまとめます。

表 5-7 教職員ワークショップの概要

回数	開催日	参加者	内容
第 1 回 WS	平成 26 年 8 月 6 日	教職員 51 名、事務局 2 名	講話 「小中一貫教育について」
第 2 回 WS	平成 26 年 8 月 22 日	教職員 47 名、委員長*1 名、 事務局 4 名、設計事務所 2 名	アンケート集計結果及び 検討案を基に意見を交換
第 3 回 WS	平成 26 年 9 月 22 日	教職員 54 名、委員長*1 名、 事務局 7 名、設計事務所 2 名	検討案を基に意見を交換

※新治地区小中一貫教育学校整備基本計画策定委員会委員長

●主な意見・方針

- ・職員室・校長室・事務室・保健室の配置について。
- ・職員室の設置階について意見が分かれた。
- ・保健室は 1・2 年生教室及びグラウンドに近いところに設置が良い。
- ・校庭のトラック規模について。
- ・遊具、学級園の設置について。
- ・1・2 年生教室の配置階について。
- ・図工室の配置階について。
- ・特別支援学級と普通学級のレイアウトについて。
- ・特別支援教室数について。
- ・体育館への動線について。
- ・プールの設置有無について（周辺プール施設の利用）
- ・特別教室の一体的な配置について。
- ・図書メディアセンターと多目的室の配置について。

5.4 その他の検討事項

(1) 環境への配慮

エコスクール・プラスなど補助金の活用を視野に入れながら、①熱負荷低減、②再生可能エネルギー活用、③省エネルギーシステム導入の視点でLCCの低減方法を検討します。先進技術の採用にあたっては、ライフサイクルでの費用対効果を勘案し、決定します。

表 5-8 導入検討する省エネ技術・設備（例）

項目		技術・設備
熱負荷の低減		熱負荷を低減する配置計画等
		外壁・屋根の断熱性能確保、庇やルーバー、バルコニーによる日射制御、屋上緑化・Low-E ガラス
再生可能エネルギーの活用	直接利用	自然採光が得やすい計画、自然通風を促進する室配置・ドラフト効果、ナイトパージ等
	間接利用	太陽光発電、井水利用、雨水利用、地中熱利用、エコマテリアルの採用等
省エネルギーシステム		LED、昼光利用制御、人感センサー、トップランナー変圧器、高効率空調、節水型器具

(2) 防災拠点機能の向上

災害時には避難所となり、避難が長期化した場合には学校と共存するため、災害の段階に応じて求められる機能を整理し耐震性やライフラインを確保します。

表 5-9 避難所に求められる機能

段階	求められる機能	必要な施設設備例
救命避難期 (発災直後～避難)	地域住民の学校への避難 子どもたちの安全確保	安全な避難経路、バリアフリー
生命確保期 (避難直後～数日)	避難場所の開設・管理運営 子どもたちや保護者の安否確認	防災備蓄倉庫、災害対応トイレ、情報通信設備、発電設備(設置要否は要協議)
生活確保期 (数日～数週間後)	自治組織の立ち上がり、ボランティア活動開始 学校機能再開の準備	上水(耐震性貯水槽)・ガス(LPG)などのインフラ設備、和室・更衣室などの個室
学校機能再開期	学校機能と避難所機能の同居	左記を考慮した施設ゾーニング

(3) 改築工事期間中の隣接中学校生徒への配慮

改築工事期間中は、中学校に隣接する敷地特性を十分に考慮し、騒音や振動への配慮や、工事範囲の明確な区画分け等により十分な安全を確保します。また近隣中学校の登校時間の車両出入りの禁止や適切な誘導員の設置などを行います。

5.5 公民館について

計画予定地には、老朽化が進行している上大津公民館が含まれており、複合化等の可能性を検討するため、様々な視点から整理を行いました。今後の上大津公民館の在り方について、「新しい小学校との複合化」・「現状維持」・「廃校等への移転」におけるメリット・デメリットを下の表により整理しました。

表 5-10 公民館の在り方のメリット・デメリット

	新しい小学校との複合化	現状維持	廃校等への移転
立地	○今まで通り上大津地区の中心部に位置する	○今まで通り上大津地区の中心部に位置する	▲上大津地区の中心付近ではなくなる
学校との連携	○より密な連携が可能となる ○小学校と一体の施設とすることで、公民館で活動する人達と児童生徒に交流が生まれ、コミュニティの拠点となることが期待でき、また学習の相乗効果が現れることが期待できる ○児童生徒に高度な専門知識に触れる機会を創出したり、学校運営への支援強化が強化が期待できる	▲密な連携は難しい	×地域の核となる学校から離れる
機能性	○通常よりも少ない経費で、高機能化、多機能化が期待できる	▲外装、内装、設備等が老朽化しているため大規模な改修が必要	▲外装、内装、設備等が老朽化しているため大規模な改修が必要
将来性	○新築することで今後長期間利用できる	▲老朽化しているため長寿命化改良工事が必要であり、財政負担を減らすためには複合化・集約化も検討しなければならない	▲老朽化しているため長寿命化改良工事が必要であり、財政負担を減らすためには複合化・集約化も検討しなければならない
利便性	○エレベーターが設置できる ○お年寄りや障がい者等にもやさしい施設が整備できる	▲構造的にエレベーターの設置が困難 ▲構造的な制約があり完全なバリアフリー化は困難	▲構造的にエレベーターの設置が困難 ▲構造的な制約があり完全なバリアフリー化は困難
経済性	○新しい機器は省エネ化が進んでいる ○単独で整備するよりも安価で新築できる	▲長寿命化改良工事に多額の資金が必要 ×古い設備は省エネ性が劣る ×古い設備は故障する頻度が高い	×公民館に改修する工事に多額の資金が必要 ×古い設備は省エネ性が劣る ×古い設備は故障する頻度が高い
管理区分	▲管理区分・会計区分の整理が必要	○単独の施設となるため区分が明確	▲他の施設と共用になる可能性あり ▲管理区分・会計区分の整理が必要
国庫補助	○通常の補助に加えて割り増しも期待できる	×期待できない	×期待できない

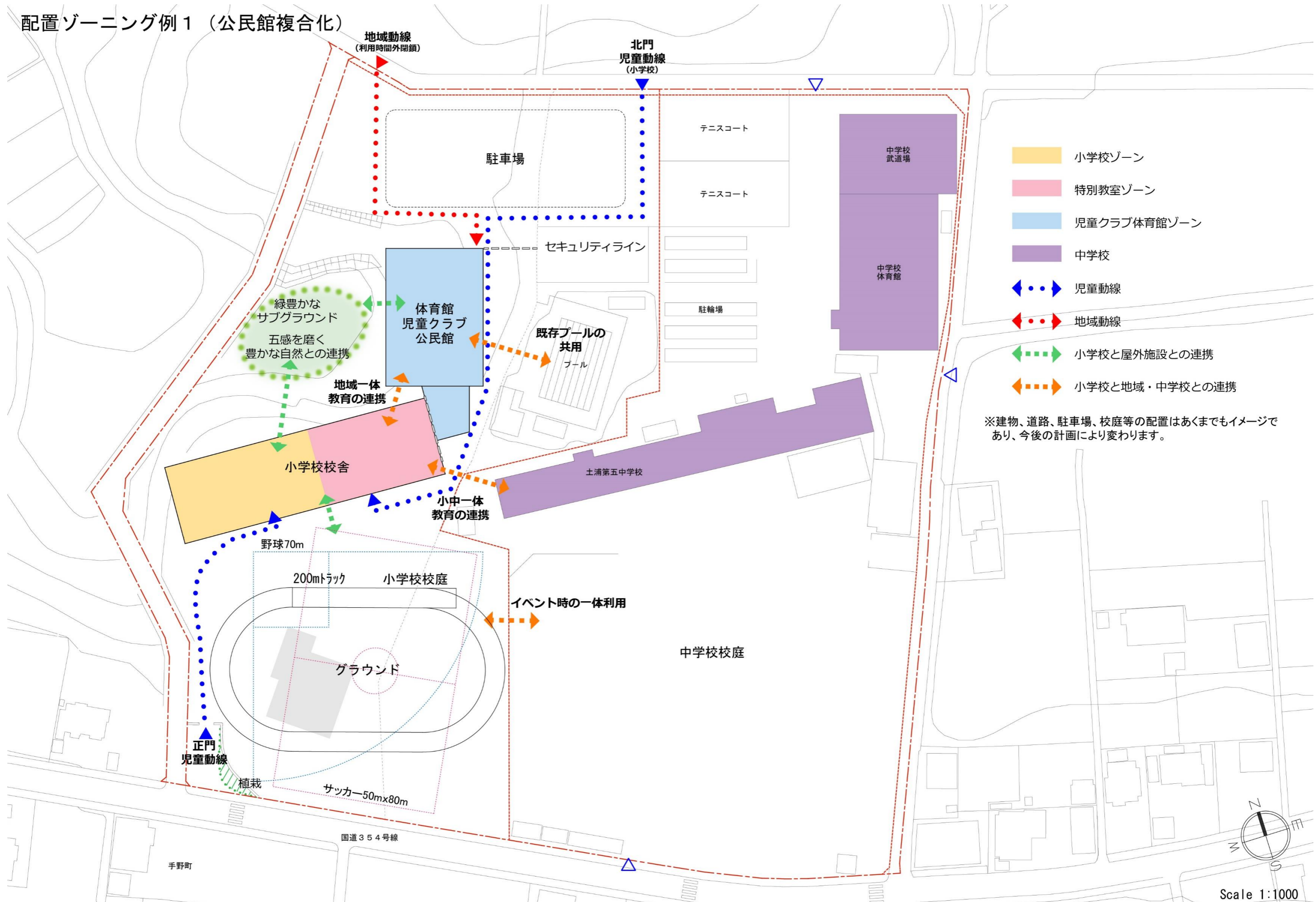
5.6 配置計画案の作成

配置計画について、上大津公民館複合化及び現状維持の2案それぞれに配置ゾーニング図（例）を作成しました。両例のメリット・デメリットを以下に整理します。

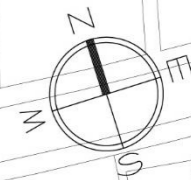
表 5-11 配置案のメリット・デメリット

	配置ゾーニング例1（上大津公民館複合化）	配置ゾーニング例2（上大津公民館現状維持）
配置イメージ		
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○上大津公民館敷地を一体的利用することで、南側に整形なグラウンドを確保できる。 ○校舎やグラウンドの配置を敷地の形状に合わせた合理的な計画が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲敷地中央の谷で校舎とグラウンドが分断される。 ▲整形なグラウンドを確保するためには大規模な造成が必要。
校舎環境	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎を東西軸に配置することができるため、教室を南向きに配置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎を東西軸に配置することができるため、教室を南向きに配置できる。
運動環境	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校グラウンドと中学校グラウンドが隣り合うため、一体的な利用が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲中学校校庭と隣接するが間口が狭く、一体的な利用がしにくい。
教室・校庭連携	<ul style="list-style-type: none"> ○普通教室がグラウンドに面して配置できる。 ○小学校、児童クラブがみどり豊かなサブグラウンドに面して配置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲普通教室とグラウンドの距離が離れている。 ▲児童クラブがみどり豊かなサブグラウンドに面して配置できない。
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者との合意形成により、建物内の児童クラブ、公民館、隣接する土浦第五中学校と小学校の密な連携が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同じ建物内にある児童クラブと小学校の連携が期待できる。 ▲上大津公民館、土浦第五中学校と距離が離れており、連携には工夫が必要。
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内での公民館、児童クラブと小学校の動線を分けて管理しやすい。 ▲公民館、児童クラブとは建物内でセキュリティ管理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○上大津公民館が別棟のためセキュリティ管理が容易。 ▲入口が近接するため、敷地内での児童クラブと小学校の動線に配慮が必要。 ▲児童クラブとは建物内でセキュリティ管理が必要。
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館を敷地の高いレベルに配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲上大津公民館のバリアフリー対策が必要。 ▲上大津公民館利用車両と生徒動線の干渉に注意する必要がある。
防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館を敷地の高いレベルに配置している。 ○公民館、児童クラブを含めた一体的な防災計画、避難対応が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館を敷地の高いレベルに配置している。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地形状を有効活用することで、造成費を削減可能。 ▲既存公民館の解体費、公民館を組み込んだ分の建設コストが追加が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲グラウンドを新設するために、大きな造成が必要になる。 ▲将来、上大津公民館の改修、解体の費用が追加が必要。

配置ゾーニング例1 (公民館複合化)

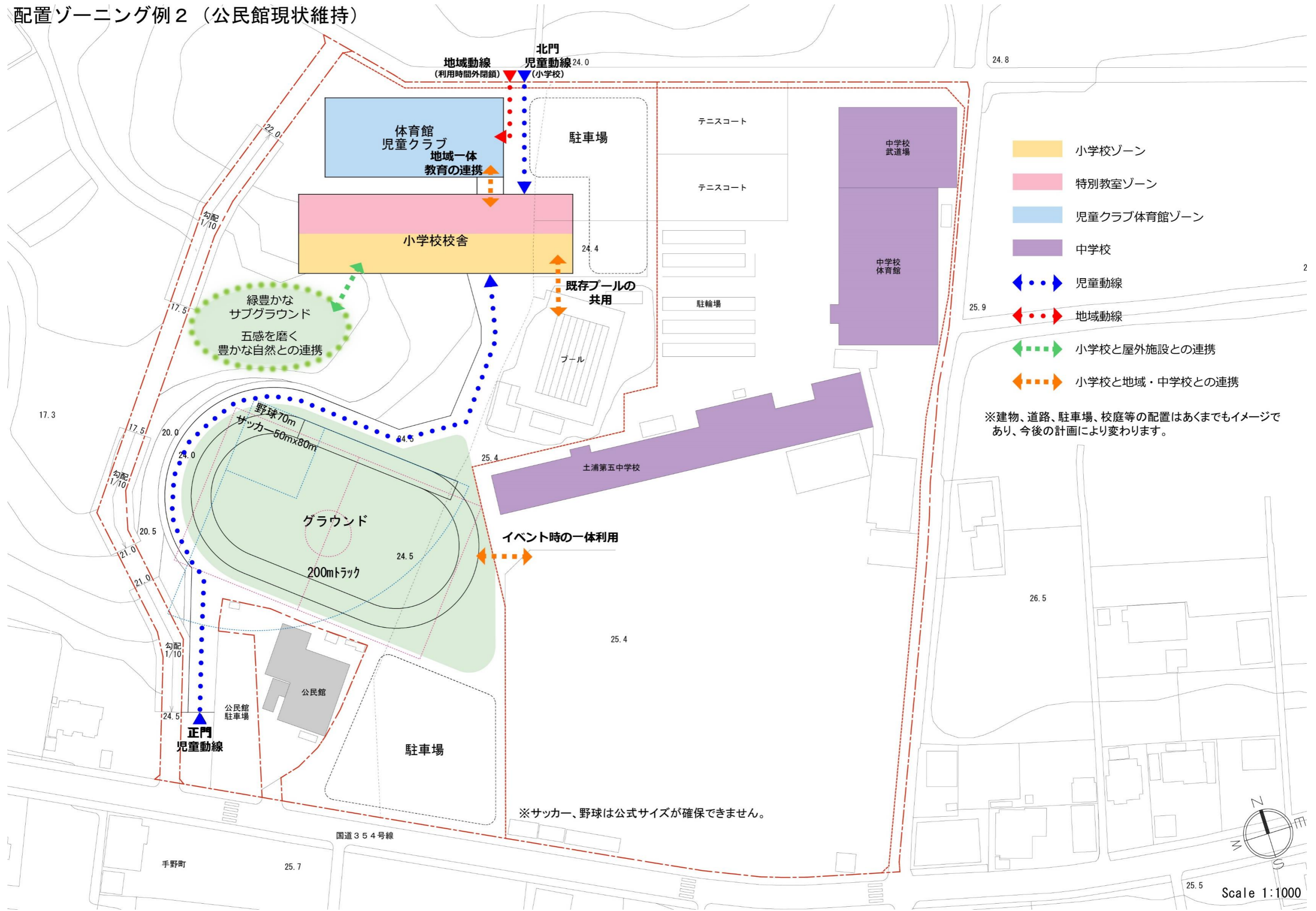


※建物、道路、駐車場、校庭等の配置はあくまでもイメージであり、今後の計画により変わります。



Scale 1:1000

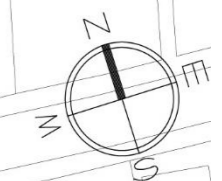
配置ゾーニング例2 (公民館現状維持)



- 小学校ゾーン
- 特別教室ゾーン
- 児童クラブ体育館ゾーン
- 中学校
- 児童動線
- 地域動線
- 小学校と屋外施設との連携
- 小学校と地域・中学校との連携

※建物、道路、駐車場、校庭等の配置はあくまでもイメージであり、今後の計画により変わります。

※サッカー、野球は公式サイズが確保できません。



Scale 1:1000

配置ゾーニング例1の場合、断面ゾーニング（例）は以下に示すとおりです。周辺敷地の高低差を勘案し、周囲から流れ込んだ雨水を含めて適切な排水計画を実施します。

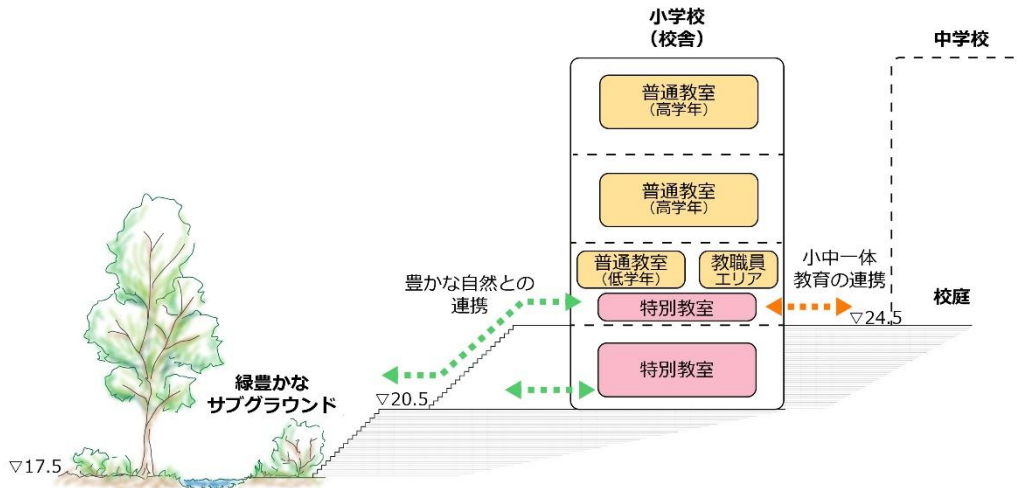


図 5-1 断面ゾーニング（例）（校舎部）

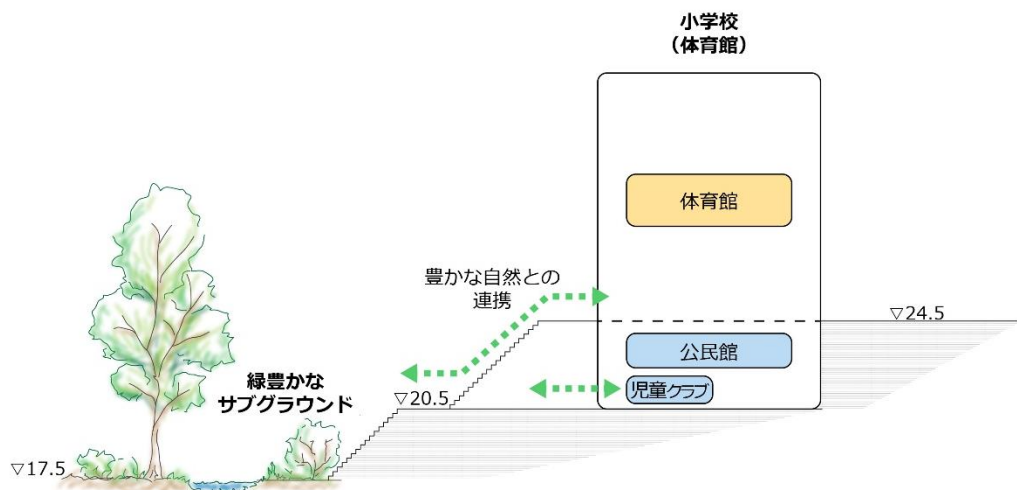


図 5-2 断面ゾーニング（例）（体育館部）

5.7 基本配置計画案等に対する意見の収集

基本配置計画案等について、住民及び学校関係者より意見を収集すべく、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会及び上大津公民館運営委員への（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地説明会にて議論を行いました。以下にその内容をまとめます。

5.7.1 （仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会（第2回） （令和3年12月実施）

令和3年12月に行われた（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会にて挙げられた意見について以下にまとめます。

●主な意見

- ・高低差のあるサブグラウンドは大雨時に冠水する恐れはないか。
- ・プール改修工事を行わず廃止とし、なぜ新治学園と同様に外部施設を利用しないのか。
- ・駐車場に関して、五中の現状の駐車台数を確認して計画しているのか。統合小学校の職員及び来客者駐車場は何台確保しているのか。公民館を複合化した場合の来客者駐車場との関係はどのように考えているのか。
- ・統合小学校と中学校の境界線をフェンス等でハッキリさせないと管理上問題になる。
- ・普通教室の広さはどのような基準で決まったのか具体的な説明が欲しい。従来の広さとの比較。タブレット機器の収納及びモニターの設置を考慮しているのか。ソーシャルディスタンスの基準は何mか。
- ・特別支援学級は、校舎内の遠く隔離された場所ではなく、静かでありつつも交流学級への導線が短い場所へ。
- ・現在までに施工された大規模改造工事やトイレの改修など、建設された時には想定されていなかった生活環境の変化により改修せざるを得ない状況になっている。将来的にはどうなるのかわからないが、今、建設にあたって問題になっていることについては十分にかつ慎重に検討を加え、子供たちの教育環境にしわ寄せがいくことのないようにしていただきたい。
- ・児童クラブを使う児童数を予測することは難しいと思うが、後から増設の必要性が出てくるとも想定した設計として欲しい。
- ・地形、環境を生かしたサブグラウンドの活用と管理については、現場の先生の声聞いて欲しい。
- ・スクールバスの乗降を考慮した配置になっているか不明。
- ・統合小学校と五中のグラウンドが並んでいると、五中の教室から小学校のグラウンドで運動会の練習等を行っている様子や、音楽等の騒音が気になり学業に集中できないと考える。
- ・保健室は、コロナ禍においては隔離用として2部屋準備した方が良いと思う。

5.7.2 上大津公民館運営委員への（仮称）土浦市立上大津地区 統合小学校建設候補地説明会（令和3年12月実施）

令和3年12月に行われた（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地説明会にて挙げられた意見について以下にまとめます。

●主な意見

- ・学校、公民館用地に高低差があるので、建築するにあたり、コスト、配置、眺めなど問題ないか。
- ・ゾーニングについてはどちらも既存の中学校の施設等を削ることになっているが中学校の活動に支障はないか。
- ・サブグラウンドは必要か。
- ・避難所としての運営を考慮して他部署と協議しているか。
- ・小学校の家庭科は週2時間、5・6年生各3クラスを想定すると週あたり12時間は公民館としての活用は難しい。
- ・北側斜面地に建設することへ懸念がある。南側の平坦な部分と北側の低い斜面との高低差が大きい。この斜面を残したまま、北側に小学校の校舎を建設することには、懸念が残ります。地盤の脆弱さが残るのではないか。
- ・図書室は共用となった場合に公民館側にも作るのか。また、小学校のものを供用する場合の安全対策をどうするのか。
- ・公民館まつりの会場をどう考えているか。
- ・小学校は、土日休みです。公民館は、活動日です。無人となる小学校部分の安全確保は、どのように保ちますか。

5.7.3 今後の課題および設計方針

(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会及び上大津公民館運営委員への(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地説明会の意見を踏まえ、今後の計画方針を検討しました。方針は以下のとおりです。

●今後の課題・方針

①施設に関すること

- ・設計の際には土浦第五中学校の意見を踏まえながら配置を検討する。
- ・上大津公民館との複合化を検討する方針とする。
- ・プールの共用化について、水温や天候等の影響により学習時間が確保できなくなった場合を考慮し、他のプールの活用も視野に対応を検討する。
- ・教室面積については基準面積に加え、オープンスペースとのバランスなども考慮して検討を進める。
- ・昇降口位置、職員室階数等、施設配置については条件設定を検討する。

②敷地に関すること

- ・サブグラウンドは周辺との高低差を考慮し、冠水しない排水計画とする。
- ・サブグラウンドについては教職員の意見を踏まえながら計画を進める。
- ・駐車場について、公民館利用者用については現行と同程度の駐車台数を確保する。来賓用についても教職員と協議しながら必要台数を確保する。教職員の駐車台数は可能な限り確保することとし、必要な場合は借地等についても学校と検討する。

③複合化に関すること

- ・上大津公民館と本校との複合化に伴う課題に対しては、先進事例での解決状況も踏まえて、学校及び公民館運営委員等と検討を進める。
- ・図書室及び調理室等の共用化については参考事例を踏まえて協議を進める。

④運営に関すること

- ・スクールバスの運行に支障が出ないように設計・配置を検討する。
- ・神立小学校も含めて、どの学校も等しく小中一貫教育を受けられるように努める。
- ・避難所としての利用も考慮し、庁内で協議・検討を進める。
- ・安全性や防犯対策に関する具体的な運営について検討する。(危機管理マニュアルの作成、防犯カメラの設置等)

5.7.4 配置検討図の作成

配置計画について、上大津公民館複合化案について諸室の配置検討を行いました。作成した配置図（平面図）を以下に示します。

配置図、兼2階平面図（小学校グラウンドレベル） Scale=1:1000



※測量後に敷地形状、面積は変わる可能性があります。

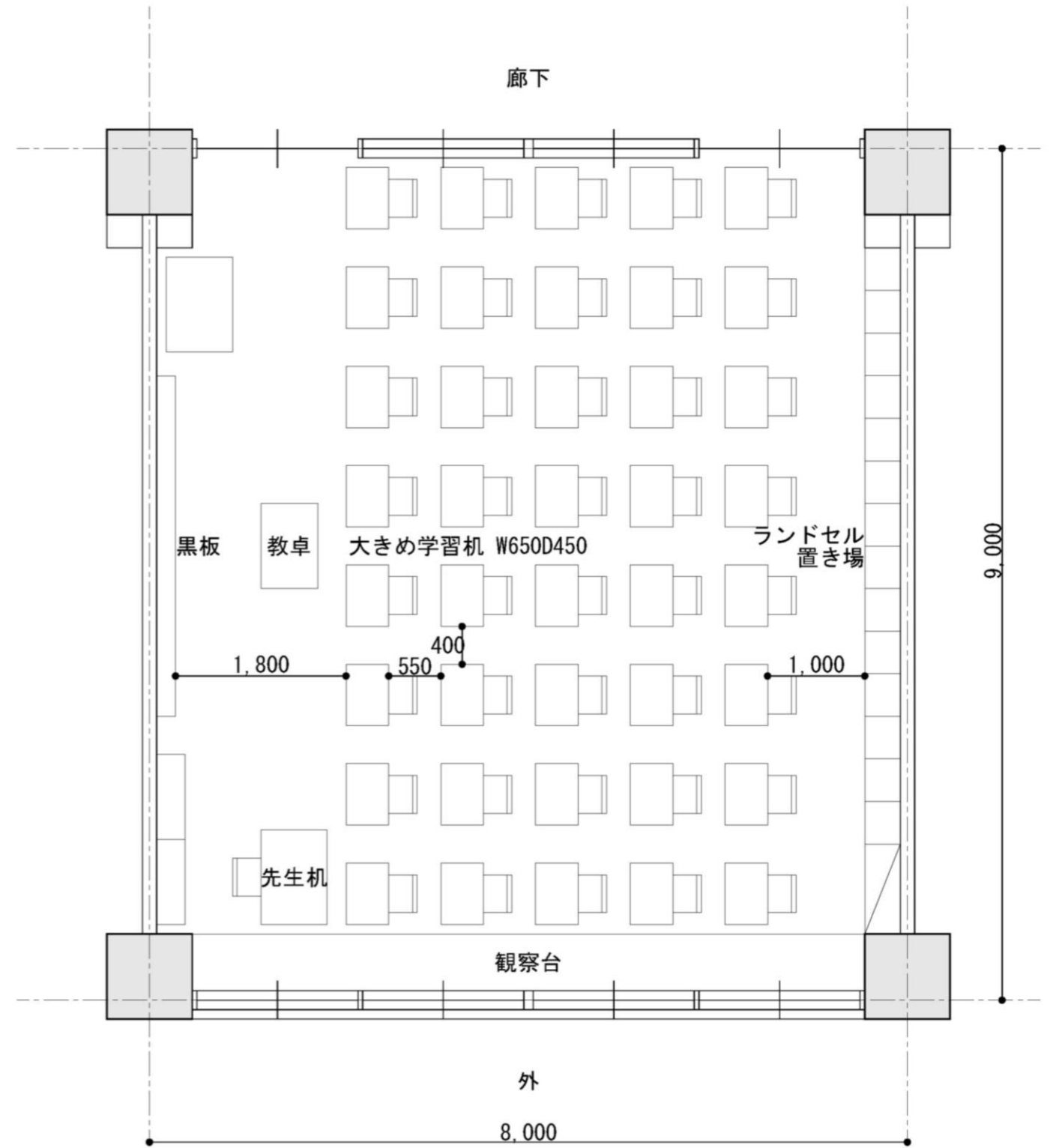
※以上の設計図は現段階で検討した一例です。今後、基本・実施設計において詳細は検討します。

各階平面図 Scale=1:1000



※階表示は建築基準法上の階と異なる場合があります。
 ※以上の設計図は現段階で検討した一例です。今後、基本・実施設計において詳細は検討します。

普通教室（最大40席）の寸法検討 Scale=1:60



※廊下側パーティションは、フルオープンにするなど、様々な考え方があります。
 寸法検討では一般的な仕様で図示しています。

6. 概算工事費の算出

6.1 概算工事費の算出

直近の近隣市町村における建設事例などより、概算工事費を算出しました。

表 6-1 概算工事費

項 目		費用(千円)	
		例 1(上大津公民館複合)	例 2(上大津公民館残置)
設計・監理費	—	268,000	255,000
調査・手続費	—	89,000	89,000
施設建設費	校 舎	3,647,000	3,452,000
	体 育 館		
	児 童 ク ラ ブ		
	公 民 館		
	外 構 (緑化・舗装・土留・土盛を含む)	230,000	327,000
合 計	—	4,234,000	4,123,000

※上記には公民館解体費、用地購入費、備品調達費、道路整備費、グラウンド以外の造成費、既存樹木の伐採・伐根及び移植費用等を含んでいません。

6.2 概略事業工程の検討

概略事業工程を以下に示します。

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
設 計 者 選 定	●	●				
基本設計・実施設計		●	●			
敷 地 造 成		●	●			
施 工 者 選 定			●	●		
建 設 工 事				●	●	● 開校

図 6-1 概略事業工程図